

第四十回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第 五 号

昭和三十七年二月八日(木曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君
理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君
理事草野 一郎平君 理事堀内 一雄君
理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君
理事石山 權作君 理事山内 広君
内海 安吉君 大森 玉木君
金子 一平君 辻 寛一君
藤原 節夫君 保科善四郎君
緒方 孝男君 田口 誠治君
西村 関一君 受田 新吉君

出席閣務大臣

外務 大臣 小坂善太郎君
文部 大臣 荒木萬壽夫君
厚生 大臣 澤尾 弘吉君
国務 大臣 川島正次郎君
国務 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

防衛政務次官 笹本 一雄君
防衛庁参事官 海原 治君
防衛庁参事官 小幡 久男君
防衛庁参事官 湯川 盛夫君
外務事務官 佐藤 正二君
外務事務官 高木 廣一君
外務事務官 安川 壮君
外務事務官 魚本藤吉郎君

委員外の出席者

外務事務官 安川 壮君
外務事務官 魚本藤吉郎君
外務事務官 魚本藤吉郎君

外務事務官 高瀬 直智君
外務事務官 中尾 賢次君
大蔵事務官 平井 迪郎君
主計局給与課

二月七日
文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六九号)
厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
在外公館の名称及び位置を定める法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第二〇号)
在外公館に勤務する外務公務員の給
与に關する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出第四五号)
外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五〇号)
行政不服審査法案(内閣提出第五八
号)

文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六九号)
厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七一号)
国の防衛に關する件

○中島委員長 これより会議を開きま
す。

まず、行政不服審査法案を議題と
し、政府より提案理由の説明を求めま
す。行政管理庁長官川島正次郎君。

行政不服審査法案
行政不服審査法
目次
第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 手続
第一節 通則(第九条―第十三
条)
第二節 処分についての審査請
求(第十四条―第四十
四条)
第三節 処分についての異議申
立て(第四十五条―第
四十八条)
第四節 不作為についての不服
申立て(第四十九条―
第五十二条)
第五節 再審査請求(第五十
三条―第五十六条)
第三章 補則(第五十七条・第五
十八条)
附則
第一章 総則
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、行政庁の違法
又は不当な処分その他公権力の行
使に當たる行為に關し、国民に対
して広く行政庁に対する不服申立
ての機会を開くことによつて、簡
易迅速な手続による国民の権利利
益の救済を図るとともに、行政の

適正な運営を確保することを目的
とする。
2 行政庁の処分その他公権力の行
使に當たる行為に關する不服申立
てについては、他の法律に特別の
定めがある場合を除くほか、この
法律の定めるところによる。

(定義)
第二条 この法律にいう「処分」に
は、各本条に特別の定めがある場
合を除くほか、公権力の行使に當
たる事実上の行為で、人の収容、
物の留置その他その内容が継続的
性質を有するもの(以下「事実行
為」という。)が含まれるものとす
る。

2 この法律において「不作為」と
は、行政庁が法令に基づく申請に
對し、相當の期間内になんらかの
処分その他公権力の行使に當たる
行為をすべきにもかかわらず、これ
をしないことをいう。
(不服申立ての種類)
第三条 この法律による不服申立て
は、行政庁の処分又は不作為につ
いて行なうものにあつては審査請
求又は異議申立てとし、審査請求
の裁決を経た後さらに行なうもの
にあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁
(以下「処分庁」という。)又は不作
為に係る行政庁(以下「不作為庁」
という。)以外の行政庁に對してす
るものとし、異議申立ては、処分

庁又は不作為庁に對してするもの
とする。
(処分についての不服申立てに關
する一般概括主義)
第四条 行政庁の処分(この法律に
基づく処分を除く。)に不服がある
者は、次条及び第六条の定めると
ころにより、審査請求又は異議申
立てをすることが出来る。ただし、
次の各号に掲げる処分及び他の
の法律に審査請求又は異議申立て
をすることができない旨の定めが
ある処分については、この限りで
ない。

一 国会の両院若しくは一院又は
議会の議決によつて行なわれる
処分
二 裁判所若しくは裁判官の裁判
により又は裁判の執行として行
なわれる処分
三 国会の両院若しくは一院若し
しくは議会の議決を経て、又はこ
れらの同意若しくは承認を得た
うえで行なわれるべきものとさ
れている処分
四 検査官會議で決すべきものと
されている処分
五 当事者間の法律關係を確認
し、又は形成する処分、法令
の規定により該処分に關する
訴えにおいてその法律關係の當
事者の一方を被告とすべきもの
と定められているもの

と定められているもの

と定められているもの

六 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、檢察事務官又は司法警察職員が行なう処分

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行なう者を含む。）が行なう処分

八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行なわれる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するために、被収容者に対して行なわれる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一 もつぱら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

2 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に應じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

（処分についての審査請求）
第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができ

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例を含む。）に審査請求をすることができ旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）
第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行なうことができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二 処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができ旨の定めがあるとき。

（不作為についての不服申立て）
第七条 行政庁の不作為について

は、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作為が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみをすることができ。

（再審査請求）
第八条 次の場合には、処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができ。

一 法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に再審査請求をすることができ旨の定めがあるとき。

二 審査請求をすることができ処分につき、その処分をする権限を有する行政庁（以下「原権限庁」という。）がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき。

2 再審査請求は、前項第一号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁に対してするものとする。

3 再審査請求をすることができ処分につき、その原権限庁がその

権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る再審査請求につき、原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁が再審査庁としてした裁決に不服がある者は、さらに再審査請求をすることができ。

この場合においては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査庁に対して、その請求をするものとする。

第二章 手続

第一節 通則

（不服申立ての方式）
第九条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に口頭ですることができ旨の定めがある場合を除き、書面を提出しなければならない。

2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副二通を提出しなければならない。

（法人でない社団又は財団の不服申立て）
第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で不服申立てをすることができ。

（総代）
第十一条 多数人が共同して不服申立てをしよるときは、三人

をこえない総代を互選することができる。

2 共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ。

4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ。

5 共同不服申立人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人による不服申立て）
第十二条 不服申立ては、代理人によつてすることができ。

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

（代表者の資格の証明等）
第十三条 代表者若しくは代理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。前条第

二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、不服申立人は、書面その旨を審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作爲庁、再審査請求にあつては再審査庁）に届け出なければならぬ。

第二節 処分についての審査請求

（審査請求期間）

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならぬ。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならぬ。

3 審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の記載事項）

第十五条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 審査請求に係る処分
- 三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならぬ。

3 審査請求書には、前二項に規定する事項のほか、第二十条第二号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第三号の規定により異議申立ての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ないことについての正当な理由を記載しなければならない。

4 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければならぬ。

（口頭による審査請求）

第十六条 口頭で審査請求をする場合には、前条第一項から第三項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合においては、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁経由による審査請求）

第十七条 審査請求は、処分庁を経由してすることもできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第十五条第一項から第三項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

（誤つた教示をした場合の救済）

第十八条 審査請求をすることができぬ処分（異議申立てをすることができぬ処分を除く。）につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を

審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の処分につき、処分庁が誤つて異議申立てをすることができぬ旨を教示した場合において、当該処分庁に異議申立てがされたときは、処分庁は、すみやかに、異議申立書又は異議申立録取書（第四十八条において準用する第十六条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

4 前三項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第十九条 処分庁が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

（異議申立ての前置）
第二十条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができるときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号

の一に該当するときは、この限りでない。

一 処分庁が、当該処分につき異議申立てをすることができるときを教示しなかつたとき。

二 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して三箇月を経過しても、処分庁が当該異議申立てにつき決定をしないとき。

三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（補正）

第二十一条 審査請求が不適法であつて補正することができぬものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

（弁明書の提出）

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

（反論書の提出）

第二十三条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けるときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当

の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならぬ。

(参加人)

第二十四条 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

2 審査庁は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求めることができる。

(審理の方式)

第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(証拠書類等の提出)

第二十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定等の要求)

第二十七条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第二十八条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第二十九条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証することができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち合う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は参加人の審尋)

第三十条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。

(職員による審理手続)

第三十一条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第二十七条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第二十九条第一項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

(他の法令に基づく調査権との関係)

第三十二条 前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づ

いて有する調査権の行使を妨げない。

(処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第三十三条 処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(執行停止)

第三十四条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をすることができる。

3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止

以外の措置をすることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 前三項の場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができる。

6 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をすることが決定しなければならぬ。

(執行停止の取消)

第三十五条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又は処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

(手続の併合又は分離)

第三十六条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(手続の承継)

第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財団は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面その他の審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団であつてされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
(審査庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第三十八条 審査庁が審査請求を受

理した後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することになった行政庁に引き継がなければならない。
この場合においては、その引継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。
(審査請求の取下げ)

第三十九条 審査請求人は、裁決が

あるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
2 審査請求の取下げは、書面で行ななければならない。

(裁決)

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不合法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することとできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることとはできない。

6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。

2 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることが

できる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。
(裁決の効力発生)

第四十二条 裁決は、審査請求人

(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができ

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。
(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の不合法若しくは不当を理由として

裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。
(証拠書類等の返還)

第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三節 異議申立て
議申立て

(異議申立期間)
第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

(誤つた教示をした場合の救済)
第四十六条 異議申立てをすることができるとき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ

旨を教示した場合(審査請求をするとしてもできる処分につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合を含む。)において、その教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書を当該処分庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。
(決定)

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不合法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立人の不利益に事実行為を変更することができない。

5 処分庁は、審査請求をすることのできる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議申立人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができ旨並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)
第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

第四節 不作為についての不服申立て

(不服申立書の記載事項)

第四十九条 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

二 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

三 異議申立て又は審査請求の年月日

(不作為庁の決定その他の措置)
第五十条 不作為についての異議申立てが不適法であるときは、不作為庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 前項の場合を除くほか、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して二十日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

(審査庁の裁決)

第五十一条 不作為についての審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第五十二条 第十五条第二項及び第四項、第二十一条、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条第一項並びに第四十二条第一項から第三項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

2 第二節(第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六条から第二十条まで、第二十四条、第三十四条、第三十五条、第四十条、第四十一条第二項並びに第四十三條を除く。)の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第五節 再審査請求

(再審査請求期間)

第五十三条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(裁決書の送付要求)

第五十四条 再審査庁は、再審査請求を受理したときは、審査庁に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができる。

(裁決)

第五十五条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

(審査請求に関する規定の準用)

第五十六条 第二節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十八條から第二十條まで、第二十二條及び第二十三條を除く。)の規定は、再審査請求に準用する。

第三章 補則

(審査庁等の教示)

第五十七条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができるとき(異議申立てをする場合には、処分の相手方に対する場合には、処分の相手方に対する

し、当該処分につき不服申立てをすることができ旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができ期間を教示しなければならない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができ旨であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができ期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分、当該公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものについては、適用しない。

(教示をしなかつた場合の不服申立て)

第五十八条 行政庁が前条の規定による教示をしなかつたときは、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 訴願法(明治二十三年法律第五百号)は、廃止する。

3 この法律は、この法律の施行前にされた行政庁の処分及びこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為についても、適用する。

4 この法律の施行前に提起された訴願については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願の裁決又はこの法律の施行前に提起された訴願につきこの法律の施行後にされる裁決にさらに不服がある場合の不服申立てについても、同様とする。

5 訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てにつき、こ

の法律の施行前にされた行政庁の裁決、決定その他の処分については、附則第三項の規定にかかわらず、この法律による審査請求又は異議申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる訴願の裁決についても、同様とする。

理由

現行の訴願制度に不備かつ不統一の面があることにかんがみ、行政庁の処分その他の行為に関し国民に対して広く不服申立ての機会を開く等その内容を整備するとともに、不服申立制度に関する統一法規を制定することによつて、国民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川島国務大臣 たいだいま議題となりました行政不服審査法案について、その提案理由を説明申し上げます。

訴願制度は、行政庁の違法なまたは不当な処分に関しまして行政庁による申し立てをさせ、よつて行政庁による簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済をはかりますとともに、行政の適正な運営を確保する意義を有するものであります。

このような趣旨のもとに、現行の制度は、一般法たる訴願法とその他の法令によつて運用されておりますが、明治二十三年に制定施行せられましてから一回の改正も行なわれることなく今日に至つております訴願法と、他の法令において個々に定められております不服申立制度との間には、種々不

備、不統一の点が少なくない現状であります。

すなわち、まず訴願法につきましては、一、その第一条で、訴願事項として「租税及手数料ノ賦課ニ関スル件」外五件を列挙しておりますが、その内容が不明確であり、訴願が認められるかどうか必ずしも明らかでない場合が多いこと、二、同条第七号の他の法律または政令で定める訴願事項が少なくないこと、三、裁決庁に関する直接上級庁という規定の仕方が、行政組織の複雑化した今日におきましては必ずしも明瞭であるとは言えないこと、四、執行停止、審理等の手続規定が不十分であること等の欠陥を有しているものであります。

また、他の法令で個々に認められております異議申し立てその他の不服申立制度につきましても、一、申立事項が不統一であること、二、申立期間が極端に短いものが相当にあること、三、申立手続に関する規定がほとんどないこと等の欠陥があるものであります。いづれも、国民の権利救済のために十分であるとは言いがたいのであります。

このような実情にかんがみまして、政府におきましては、さきに訴願制度調査会を設置し、制度の改善について諮問し、審議を求めておりましたところ、一昨年十二月答申を得ましたので、自來その結果に基づきまして、現行訴願制度の全面的な改正につき慎重に検討を加え、新たに行政不服審査法案として不服申立制度の整備をはかることとしたのであります。

第一は、行政庁の違法なまたは不当な処分その他の公権力の行使に当たる行為に関しましては、従来の概括的列記主義を改めて一般概括主義をとり入れ、原則として広くこの法律案による不服申し立てを認めることとしたこととあります。ただし、国会、議会の議決による処分、裁判による処分のごとく、事柄の性質上、この法律案による不服申し立てを認める必要のないもの、学校、刑務所のような施設における処分のごとく、この法律案による不服申し立てを認めることが適当でないもの、刑事事件に関する処分、当事者訴訟として争うべきものとされていゝ処分のごとく、他の救済制度によらしめることが適当であるもの等につきまゝは、必要の限度において、これを除外することとしております。

第二は、行政庁の不作為につきましても、新たに不服申し立ての道を開くこととしたのであります。現在、法令に基づく申請に対しまして行政庁の行なう許可、認可等の処分は、遺憾ながらすべて必ずしも適正迅速に行なわれていないと言いがたく、特別な理由もないままに当該案件が相当長期間放置されていく事例が間々見受けられるのであります。このことは、国民の受ける不利益並びに行政の運営の適正という見地から看過することのできない問題となつております。かかる現状にかんがみ、この法律案におきましては、行政庁が、法令に基づく申請に對しまして、相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしない場合に、不服申し立てができることとし、この場合に、行政庁に對し、二十日以内に何らかの処分をするこ

と、不作為の理由を開示すること等を義務づけることとしたのであります。なお、この法律案において、行政庁の処分につき一律に一定期間の制限を付しますことは、処分の個別性から見て適当ではないと考えられますので、それだけの法規の適切な運用によつて処分の促進がはかれるよう配慮して参りたいと存するのであります。

第三は、訴願、異議の申し立て、不服の申し立て、審査の請求等種々の異なる名称が用いられている現状を是正して、審査請求、異議申し立て及び再審査請求の三種に統一したこととあります。

第四は、このような新しい制度によつて国民の権利利益の救済をはかることといたしまして、まず、制度があることを知り、また、これを活用できるようにしなければ目的を達することにはできませんので、新たに教示制度を採用し、行政庁が不服申し立てのできる処分を書面する際には、不服申し立てができる旨並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立期間を教示すべきものとし、教示をしなかつた場合、誤った教示をした場合の手当をも規定したこととあります。

第五は、不服申立期間についてでありまして、現行制度は、訴願法においては六十日を原則としておりますが、その他の不服申し立てにおいては三十

日とか二週間とかその他極端に短いものがある等区々にわたつておりますので、これらを改め、原則を六十日とし、特殊なものについての例外を認めようとしたこととあります。

第六は、審理につきまして書面審理を原則といたしますとともに、他面不服申立人に処分庁の弁明に対する反論書の提出を認め、口頭で意見を述べ、機会を与える等審理手続についての現行規定の不備を改めることとしたこととあります。

なお、これらのほか、執行停止、裁決等制度の全般にわたりました。規定の整備をはかることといたしました。以上が、行政不服審査法案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

○中島委員長 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。厚生大臣瀧尾弘吉君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

「第三章 社会保険
第一節 総則
第二節 内部部
第三節 附屬機
第四章 職員（第

第三十六條の二、第三十六條の四、第三十六條の五、第三十六條の八、第三十七條、第三十八條）に改める。

第五條第六十二号中「保険料を徴収する」を「保険給付を受ける権利を裁定し、保険給付の決定を行ない、及び保険料を徴収する」に改める。

第六條第二項中「、援護局に未帰還調査部を」を削る。

第七條第三項中「、保険局」を削る。

第十四條及び第十四條の二を次のように改める。

(保険局の事務)

第十四條 保険局においては、次の事務をつかさどる。

一 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険に關し、企画及び立案を行なうこと。

二 医療保険制度の調整を図ること。

三 医療保険制度の向上に關し、調査研究を行なうこと。

四 社会保険診療報酬に關する事務を行なうこと。

五 医療保険の医療に關する指導及び監督に關すること。

六 社会保険審査官及び社会保険審査会に關すること。

七 社会保険審議会及び中央社会保険医療協議会に關すること。

八 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。

九 社会保険診療報酬支払基金を指導監督すること。

十 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

十一 国民健康保険再整備資金貸付法を施行すること。

十二 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険の敷理に關すること。

(年金局の事務)

第十四條の二 年金局においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険及び国民年金に關し、企画及び立案を行なうこと。

二 厚生省所管の年金制度の調整を図ること。

三 厚生省所管の年金制度の向上に關し、調査研究を行なうこと。

四 国民年金審議会に關すること。

五 年金福祉事業団を指導監督すること。

六 厚生年金保険及び国民年金の敷理に關すること。

第十四條の三 第二項を削る。

第十五條中「社会保険研究所」を削る。

第十九條第一項第二号中「医薬品の下に」及び「医薬部外品」を加える。

第二十三條の二第二項中「位置」を「名称、位置」に改める。

第二十四條第一項第三号中「検査」の下に「消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 毒物及び劇物の試験及び検査を行なうこと。

第二十八條の二を削る。

第二十九條第一項の表国民年金審議会の項中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 社会保険庁

第一節 総則

(設置)

第三十六條の二 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、厚生省の外局として、社会保険庁を置く。

(任務及び長)

第三十六條の三 社会保険庁は、政府の管掌する健康保険事業並びに日雇労働者健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業を運営することを任務とする。

2 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(権限)

第三十六條の四 社会保険庁は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十三号まで、第五十七號の二、第六十二號、第六十二號の三及び第六十七號に掲げる権限を有する。

第二節 内部部局

第三十六條の五 社会保険庁に、長官官房及び次の二部を置く。

一 医療保険部
年金保険部
(長官官房の事務)

第三十六條の六 長官官房においては、社会保険庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の間、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 長官の官印及び庁印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 所掌事務に係る一般會計並びに厚生保険特別會計、船員保険特別會計及び国民年金特別會計についての經費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 所掌事務の監察を行なうこと。

九 渉外事務に關すること。

十 広報に關すること。

十一 所掌事務の総合調整を行なうこと。

十二 前各号に掲げるもののほか、社会保険庁の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬さない事務に關すること。

(医療保険部の事務)

第三十六條の七 医療保険部においては、次の事務をつかさどる。

一 政府の管掌する健康保険事業の実施に關すること。

二 日雇労働者健康保険事業の実施に關すること。

三 船員保険事業の実施に關すること。

(年金保険部の事務)

第三十六條の八 年金保険部においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険事業の実施に關すること。

二 国民年金事業の実施に關すること。

第三節 附屬機關

(社会保険研究所)

第三十六條の九 社会保険庁に社会保険研究所を置く。

2 社会保険研究所は、社会保険(国民年金を含む。)の事務に従事する者の研修をつかさどる機關とする。

3 社会保険研究所は、東京都に置く。

4 社会保険研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十八條中「四万八千九百五十人」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分	定員
本省	四九、〇六四人
社会保険庁	五六九人
合計	四九、六三三人

附則第四項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條第一項の改正規定、第二十三條の二第二項の改正規定、第二十四條第一項の改正規定、附則第四項の改正規定及び附則第十四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 厚生省本省の定員は、この法律による改正後の厚生省設置法第三十八條の規定にかかわらず、昭和

三十八年五月十五日までの間は、四万九千八百一十一人とする。

3 この法律の施行の際現に存する社会保険研究所及びその職員は、この法律による改正後の厚生省設置法の規定による社会保険研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

(健康保険法の一部改正)

4 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生大臣」の下に「社会保険庁長官」を加える。

第二十四条第二項中「前項ノ規定ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ事務」を「前項ノ事務」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ保険者ノ事務ハ社会保険庁長官之ヲ行フ

第二十四条ノ二中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第七十一条ノ四第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(船員保険法の一部改正)

5 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ二中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第九条第一項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に加える。

第九条ノ四中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第十六条ノ二中「厚生大臣」の下に「社会保険庁長官」に改める。

第二十一条ノ六、第二十三条ノ四第三項、第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十四第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十五条ノ三、第五十二条ノ二第二項及び第五十二条ノ三第二項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十条第二項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第六十九条ノ三第一項中「主務大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

別表第一中

厚生省

社会保険庁

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第二条第二項中「日雇労働者健康保険の事務」を「前項の事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日雇労働者健康保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行なう。

第五条中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第七条及び第四十七条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生大臣」の下に「及び社会保険庁長官」を加える。

8 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

10 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第五條中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第二十八條、第三十三條、第五十二條第一項から第三項まで、第八十三條第二項及び第三項、第八

十六條第一項、第二項及び第五項、第八十七條第一項、第九十五条から第九十七条まで並びに第百条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(国民年金法の一部改正)

11 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「厚生大臣」の下に「又ハ社会保険庁長官」を加える。

第十四條、第十六條、第二十三條、第二十八條第一項、第二十八條第二項、第三十四條第一項から第三項まで、第九十六條第一項、第二項及び第四項、第九十七條第一項、第百四條、第百五條第一項、第百七條第一項及び第二項、第百八條並びに附則第八條中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

ける権利の裁定その他の処分とみなす。

13 この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。

(国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

14 国家行政組織法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万九千九百八十七人とする。」を「昭和三十七年三月三十一日までの間は、四万九千九百八十七人とし、昭和三十七年四月一日から同年五月十五日までの間は、四万九千六百六十五人とし、昭和三十七年五月十六日から厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第号)附則第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、四万九千六百五十八人とする。」に改める。

12 この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける

附則第十項中

昭和三十六年五月十五日	一三人
昭和三十七年五月十五日	一三人
昭和三十八年五月十五日	一七人

に改める。

理由

社会保険事業の適切かつ合理的な運営を図るため厚生省の外局として社会保険庁を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬尾国務大臣 たいだいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の社会保険及び国民年金関係の機構につき改革を行なうことをその主たる内容とするものであります。

現在、厚生省においては、社会保険及び国民年金に関する事務は、その内部部局である保険局及び年金局において所掌されておるものであります。この二局においては、医療保険及び年金制度に関する企画立案の事務、各般の行政監督事務に加えて社会保険及び国民年金の現業業務に至るまですべてが処理されておるものであります。しかもその事務量は相当に膨大であり、なお、逐年増加の傾向にあるのであります。

また、医療保険及び年金制度が整備されるに伴い、近年これら各制度の給付内容の改善及び関係諸制度の総合調整に関する企画事務を推進することがきわめて重要な課題となり、さらには社会保険現業業務につきその能率的かつ適正な処理を確保するよう関係方面の要望が強いのであります。現在の機構につき、これに応じ得るようその整備をはかることが必要となつて参つたのであります。

このような現状にかんがみ、この法律案では、社会保険事業及び国民年金事業の運営、すなわち、現業事務を担当する社会保険庁を厚生省の外局として設置することとし、また、厚生省の内部部局たる保険局及び年金局の所掌事務に変更を加え、両局には医療保険及び年金制度に関する企画立案並びに健康保険組合等に対する行政監督事務をもつぱら所掌させようとするものであります。これにより現業事務をい

わゆる企画ないし監督の事務から分離して今後、さらに適切な事務の実施を期し、ひいては、わが国の医療保険及び年金制度の整備と推進をはかりたいと考えるものであります。

以上、社会保険等関係機構の改革に關し、その趣旨及び内容を御説明申し上げたのであります。このほか、この法律案におきましては、未帰還調査部の廃止及び医療制度調査会の設置期間の延長を行なうこと等をその内容としております。

未帰還調査部につきましては、未帰還者調査業務が逐年減少して参りましたことに伴い、援護局の機構について合理化をはかるうとするものであり、医療制度調査会につきましては、この調査会が調査審議に当たつております問題の複雑性から、その設置期限である本年三月末までには十分な結論を得るに至らない状況にありますので、昭和三十八年三月末までさらに一年間その設置期間を延長することとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中島委員長 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。文部大臣荒木萬壽夫君。

文部省設置法の一部を改正する法律案

法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「の外」を「のほか」に、「通り」を「とおり」に改める。

第五十条第十五号中「国立自然教育園、」を削る。

第九条第十七号中「国立自然教育園及び」を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

（国立科学博物館）

第十九条 国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする。

第十九条第三項中「内部組織」の下に「並びに附属自然教育園の位置及び内部組織」を加え、同項を同条

第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国立科学博物館に附属自然教育園を置き、自然教育及び自然保護の教育に関する事業を行なわせる。

第二十条第三項中「内部組織」の下に「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国立近代美術館には、分館を置くことができる。

第二十七条第一項中「左表」を「次の表」に改め、同項の表中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に、「文部大臣の諮問に依りて著作権法」を「著作権制度に関する重要事項を調査審議し、あわせて文部大臣の諮問に依りて著作権法（明治三十二年法律第三十九号）に改める。

第三十一条の表中「七四、二三七人」を「八二、五七六六」に、「七二、二五六六」を「八〇、四三六六」に、「五一、二八八」を「五八、三八八」に、「七四、七四八八」を「八三、一五九八」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ三中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

3 著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七

号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

4 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

理由

国立科学博物館及び国立近代美術館の所掌事務及び組織を整備し、本省に置かれる著作権審議会を廃止して新たに著作権制度審議会を設けることとする。この法律案を提出する理由である。

○荒木国務大臣 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立科学博物館及び国立近代美術館の所掌事務及び組織を整備し、本省に置かれております著作権審議会にかえて新たに著作権制度審議会を設けることとする。この法律案は、文部省の職員を改めようとするものであります。

科学研究センターとしての機能をも営ませようとするものであります。なお、これに伴い、従来文部本省で管理し、運営して参りました国立自然教育園を国立科学博物館付属の機関とすることといたしました。

第二に、国立近代美術館につきましましては、従来、同館においては、絵画、彫刻を中心とした近代美術の作品、その他の資料の収集、保管、調査研究並びに一般公衆への供覧の事業を行なつて参りましたが、さらに一般公衆への供覧の事業を推進するため、同館に分館を設け得ることといたしました。

第三に、本省に置かれております著作権審議会の改組について申し上げます。同審議会は、著作権法に基づく著作物使用料の審査等特定事項を審議する機関であります。一方著作権に關しては現在の著作権制度全般にわたる再検討を行なうべき必要に迫られており、関係者の間にもその促進を望む声が高まつて参りました。よつて著作権審議会にかえて、新たに著作権制度の重要事項について調査審議し、あわせて現行の著作権法に基づく著作物使用料の審査等特定事項を審議する著作権制度審議会を設けることといたしました。

第四に、文部省の職員の定員改正につきましましては、国立高等専門学校の新設、理工系学生の増員等に伴う教職員の増員のほか、定員外職員の定員化等に伴うものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○中島委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
三案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 次に、国の防衛に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。緒方孝男君。

○緒方委員 私は、昨日の新聞で知つたわけですが、二月六日、一日の四時十五分または二十五分、時間はそれぞれ違いますが、青森県八戸の海上自衛隊航空隊において事故があり、同日また鹿屋航空隊の練習機が宮崎県に落下した。同じ日に二つの海上自衛隊の所属の航空事故が起こつた。たゞつてみれば、昨年の十二月九日にも、鹿屋の海上自衛隊所属の航空機が、これも落下事故を起こしている。この一、二カ月の間に、海上自衛隊所属の航空機の中に非常に事故が多いわけだ。いろいろな事故の原因や条件がいろいろあるが、同一部隊の中における事故件数がこのように多いということに對して、このまま等閑視しておくわけにはいかぬ重大な問題であろうと考へられますので、その面についての防衛庁のお考えなり、現在の状態についてお伺いをいたしたいと思ひます。

いま調査中とも言われておりますが、現在調査した過程と、その事故の起こつた経過について、まず最初に御説明をお願いしたいと思います。

○藤枝国務大臣 一昨六日に、相次いで海上自衛隊所属の航空機の重大事故が起こりました。国民の皆様方に非常に御心配をおかけいたしますことは、大へん遺憾に存じます。なお、殉職した隊員諸君並びにその遺族の方々に對しましては、心から御同情と弔意を表するものであります。

探査に努めておるような次第でございます。

○緒方委員 大体の御説明は、まだ新聞の報ずる範囲でしかないようでございますが、この飛行機は、当日の午後二時ごろ基地を出発されたやうに報道されております。もしそうであるとするならば、その事故の起こつた時間までの連絡その他について遺憾はなかつたのかどうか、その点を一つ伺ひたい。

ただいま御質問の、八戸の海上自衛隊第二航空群に属するP2V-7の事故でございますが、二月六日の午後、左プロペラの取りかえ操作をやりまして、その十分試験飛行をやつて、そのあと、大体四時ごろと目されますが、そのころから、今度は本格的ないわゆる慣熟訓練としまして、実戦に役立つような飛行の訓練をやるわけでございます。それに飛び立つたわけでございます。そして、大体四時二十五分ごろと目されるのであります。八戸の東方約八海里ぐらゐのところに墜落をいたしましたわけでございます。これは海上自衛隊の巡視船の乗組員がそれを目撃をいたしております。大体、高度五十メートルぐらゐのところを飛行中、ゆるく右に傾きつつ、海上に墜落したといふことを目撃をいたしておられます。直ちに捜査その他に入りまして、たわけでございますが、現在のところは、負傷者一名、それから三人の遺体を収容いたしました。あと乗員七名は目下行方不明であります。現在の状態におきましては絶望と観ぜられるわけでございます。

事故の原因につきましては、そういうことで目下調査中でございます。的確なことはわかりません。また、目撃をいたしておりました方も、航空機の問題につきましましてはしろうとの方でございまして、それから助かりました一名は、整備員でございまして、乗つておりましたところが中央部にありまして、機関関係のことについては全然見ておりませんものでございまして、まだその生存者からも原因の的確なところはつかめておりません。御承知のように、P2V-7というのは、わが国の保有いたしております航空機の中でも、最も安定度の高いものでございまして、三十年に米軍から供手を受けて以来まだ無事故でございます。飛行時間は約四万二千時間を延べ飛んでおるわけでございますが、無事故であつたといふことでございまして、従いまして、現在のところは、まだまだ想像の域を出ておりません。目下機体の沈んだ所の確認、さらにその引き揚げ等に専念をいたしております。機体が引き揚げられまして、十分の点検をいたしませんと、何が原因かはわかりませんけれども、とにかくその目撃者の談によりまして、右に傾きつつ墜落をいたしたといふのでございます。

○緒方委員 これは新聞の報道ですから、私たちはそれ以上にまだなしたわけではございませんが、これは今日の朝日新聞の記事の中に出ておるわけです。「同機はこの日午後二時過ぎ訓練のため八戸飛行場を飛び立つたまま消息を断つていたので、このよういふうな記事が載つておるのです。これはどこまでが正確か、それは私はわかりませ

んが、あなたの今の御説明では、消息不明どころか、三回も基地に帰って、上がったおりたりしておるということなんですが、それに間違いはないわけですか。

○藤枝国務大臣 事實は、今申し上げましたように、左のプロペラをかえまして、そのプロペラの試験飛行を一度やりまして、帰って参りました。そして、今度あらためて実際の訓練に飛び立ち、しかも、それは飛び立ってまた着陸をし、もちろん洋上の訓練もいたしますが、そうしてまた戻り、また飛び立ったということでございまして、二時ごろ飛び立ってそのまま消息を断つたというのではございません。ただ、洋上八海里辺に行つたときの状況を八戸の基地からは確認をしていないわけではございますが、その間の連絡は十分ついております。

○緒方委員 そうすると、最後に全部の委員を乗せて飛び立ってから何分くらい後だったという、大体の状況はわかりますか。

○小幡政府委員 お答えいたします。先ほど長官が申し上げましたように、プロペラ交換の試験飛行を終つた後、着陸いたしましたのが十五時三十分でございます。そこで一部乗員を入れかえまして、そうして再び飛び上がりまして、二、三回着陸の訓練をやりまして、事故が起きましたのが目撃されたのが十六時二十五分でございます。この間には、数回発着の訓練をその周辺でやつておつたということでもあります。

○緒方委員 大体、それは私も、どの程度のなにかよくわかりませんが、事故が起きたときの目撃者の話によりま

すと、水面上五十メートルのところを飛行中であつたのが、右へ回ろうとして墜落した。海上五十メートルの上空ということは、常にそういうふうな訓練を行なわれておるのかどうか。

○藤枝国務大臣 御承知のように、これは対潜哨戒機でございますので、相当低高度を飛びまして潜水艦を探すわけでございます。従いまして、五十メートル、六十メートルの高度で飛ぶことは常にあるわけでございます。

○緒方委員 これは操縦の誤りであつたか、私は、操縦の誤りは万なかろうと思ひます。というのは、このパイロットは、長官も言われたように、非常に優秀な方であるということですから、操縦の誤りでないとするならば、突発的な事故が、こういうふうな解釈しか成り立たない。むしろ、エンジンの故障があつたにしても、これは双発の飛行機であります。ましてジュエツト・エンジンまで備へておるものでありますから、いざというときに、一肺、二肺なくとも基地に帰れないことはないだろうぐらいに、しろうと考へては考へるものが、こういう事故を起こしたとは、まことにどうも理解に苦しむものがある。そうしてみますと、すでにもう低空になつたときから故障であつたのであろうかどうであらうかということが、非常に疑問になるわけです。その間の事情はおわかりでないかどうか。

○小幡政府委員 原因は、ただいま申しましたように、まだはっきりとはつかめませんが、おっしゃる通りに、P2V-7はレシプロ・エンジン二基とジュエツト・エンジンを補助的に二基持つております。事故勃発当時は、五十メー

トル程度でございしますが、この程度になりますと、片肺がとまりまうと、もう少し高度がありますれば機首を立て直して十分着陸できたと思ひますが、何せ五十メートルと申しますと、機体も相当大きございまして、重いものでございまして、傾斜をしてまた立て直すといふこともままに、海中に突つ込んだのではないかと、いふに専門家は推定しております。

○緒方委員 プロペラの取りかえを行つたということですが、これはエンジンの取りかえでなく、単なるプロペラの取りかえだけだつたのですか。

○小幡政府委員 エンジンは、少し前にオーバーホールいたしましたので、左側のプロペラの取りかえをやつたわけでございます。

○緒方委員 それからP2V-7は三十九機ですが、その中に供手品と国産品がありますが、この事故を起こしたのはどちらですか。

○小幡政府委員 国産品でございまして、日本製のノック・ダウンでございます。

○緒方委員 これはいつ就航しておりますか。

○藤枝国務大臣 国産の五号機でございまして、三十五年の六月に領収をいたしております。なお、つけ加えて申し上げますが、国産と申しましても、P2Vにつきましても、こちらで組み立てをやつたわけでございます。現在におきましては、向こうから供手をさし上げたものも、こちらで組み立てをやつたものも、この組立を性能においては、いづれも同等でございまして、はつきりしないから、この機械がどう

だこうだといふようなことも言われませんし、技術の点が未熟であつたかどうであつたか、それも言及することはできませんが、ただ一つ、私たちが防衛庁の方に御検討を願ふなければならぬことは、日本の飛行機は、事故を起せば、今まで乗組員全部が死亡しておるわけですね。アメリカの飛行機は、この前鹿屋に落ちましたけれど、着陸前に事故を起して、山にぶつかるといふ瞬間に、飛び出して逃げた。無責任な逃げ方だとは思ひますが、人命をとるに上から見れば、私は当然の処置ではなかつたかどうかと思ふのです。昨年の十二月九日に起こつた事故も、二人の乗組員が全部死亡した。同じ日に宮崎に落ちたこの乗組員も全部死亡した。また今度も、一人は海上に落ちたから、まあ重体とはいへども、まだ存命しておられるのでございしますが、他はほとんど絶望だと思ひなければなりません。飛行訓練と申しまして、技術訓練だけに重点が置かれておつて、避難訓練といふものは全く等閑視されておるといふ、これは証憑じゃないだろうか、こう私は思ふわけです。もちろん、昔の軍隊のように、身を鴻毛の軽きに置いて軍務に精出すといふことからすれば、これはそういうことも言えるかも知れません。今日の自衛隊において、そういうふうなことはあまり重要視されておらないだろうと思ふ。してみますならば、この鹿屋飛行場はまだ技術訓練だけの学校の生徒さんですから、飛行機の操縦をする前に、故障の場合にはすぐいつでも飛び出せるような訓練を先にしておいて、飛行機のかじに当たらせるといふ訓練の方から私はやるべき

性質のものだと考えますが、防衛庁のお考えのほどを一つ伺ひしておきたい。

○藤枝国務大臣 パイロットの人命尊重の問題について、非常に御同情のある御質問をいただきました。恐縮なものでございますが、私どもも、人命を尊重しなければならぬことはもちろんでございまして、そういう意味では、脱出の訓練その他いろいろとやつております。最近起りました十二月の始良町の事故、あるいは今回の両事故等が、とうとう人命を失つてゐるのは非常に遺憾でございまして、御承知のように、戦闘機でございまして、ボタン一つで飛び出せるようになってゐるわけではございますが、それにしても、相当の高度がございまして、たとえば五十メートルといふようなところでは、ああいうペイル・アウトもできないわけではございます。このP2V-7については十分についておるわけではございまして、従いまして、たとえば今回の事故が、水平に着水したといふようなことでございしますならば、ある程度の脱出の時間がございしますので、相当数が助かつたのではないと思ふのでございしますが、先ほどから申し上げましたように、急に右に傾斜して落ちたといふようなことで、おそらく海面に当たつたときには、胴体のどの部分かは割れてゐるのではないかと、いふ感じがいたすくらいでございまして、そういうショック等で、いろいろ遺憾なことがなつたわけではございます。従いまして、たとえば自衛隊の戦闘機につきましても、そういう脱出の装置は十分にいたしておりますので、ある種の高度なり

時間というものがあるときには脱出できるようになっておりますし、また、脱出した例もございますので、今回このようにになりましたことは、非常に残念でございますが、今後もそういう人命尊重の意味からいたしまして、緊急脱出の訓練あるいはその装置については、十分に留意をして参りたいと考えております。

○緒方委員 機械に直接当たっていたパイロットが、すでに物言わざる状態でありましたから、ここで瞬間的な突発事故であったといえればそれで済まされるかも知れませんが、私たちのしろうとの考えですけれども、五十メートルの水上を飛んでおるときには、すでに調子が悪いなあと予感がなかったのかどうかということが、われわれには感じられる。また、これがどのくらい本人に感じられたかどうかはわかりませんが、これくらいのことでは何とかが切り抜け得るという、最後の最後まで踏みとどまるといふような気が、平素の訓練において、脱出とか避難とかいうことをちゅうちょさせたり、またはしてはならないものだというふうに慣習づけられたものがあるのではないかと、このことを、私は懸念しておるわけなんです。今度の場合、五十メートル上空だから、飛び出すにも飛び出せなかったと言えども、練習機に、そのほかの練習機にいたしていても、練習機に優秀機はないはずですから、常に故障のありがちなものと見なければならぬ。そういうものは、調子の悪いときにはいつでも飛び出せというくらいな心がけを、やはり持たせておくべき必要があるのではないかと考える

わけですが、その間の教育に、私はふに落ちない問題があるのではないかと、思っております。その点について遺憾はないのかどうか、お伺いいたしておきたいと思つて。

○藤枝国務大臣 自衛隊の、特に航空関係の者に対しての訓練でございますが、どこまでも人命尊重と申しますが、自分らの技術というものは非常に高く、尊いものであるから、自分の安全を十分に考えるということでございます。そういう教育はいたして、おりに、たゞいま御指摘のように、何とか最後の瞬間までがんばるのだというふうなことでなくて、十分その辺のところを、航空機の故障その他を考えたならば、自分の安全もはかるような訓練はいたしておるわけでございます。何分にも、とつさの判断にまかされるわけでございます。たまたまこういうことになりましたことは、ほんとうに、殉職隊員はもう一人、家族の方々に對しては、申しわけないのでございますが、今後十分その辺の御指摘の点は留意をして、訓練に努めて参りたいと思つております。

○緒方委員 まだ調査中ということですから、これはなにもしませんが、実は、藤枝長官より前の西村長官のときは、千歳——三沢のあの事故のときも、早急に真相を調査して御報告をいたしたと言つたまま、いまだに何の御報告にも接しておらない。われわれに聞かしてみたらからといって、何も機械の故障を直し切れるわけじゃございませんけれども、事故が国民全体の憂いなら、それを少しでも防止する方向にお互いに努力していかねければなら

ぬ。調査をしたらなば、調査の結果どうでありましたかといふくらいな御報告なり御説明があつても私はしかるべきじゃなからうかと思つて。今度の場合でも、御調査をいたしたいならば、後刻、こういう点に不備があつたとか、こういうところにまだ改良の余地があるんだとか、何らかの御献策を一つ付随してお教え願つて、われわれにも多少の安心を与えるようにしてもらいたい。

重ねて申しますけれども、私は、殉職された方々に対しては心からの哀悼の意を表しますが、これらの遺族に對しましても十分なる御配慮をしていただき、今後こういう事故の絶滅をはかるように——昔のようにお一人のために国民全部の生命をささげる軍隊ではございません。みんなが平和で生きられるために持つ軍隊です。そういう意味からしまして、一人の生命といえども尊重されるように、こういう方向にやはり進めていただきたいと思つて。

○藤枝国務大臣 事故の原因がわかり、また、それに対する対策等が立ちました場合には、この委員会を通じましてはつきりと申し上げたいと存じます。また、殉職された隊員諸君並びに遺家族に對しましては、許される範囲において十分なる弔慰の方法を講じたいと思つております。重ねて申し上げますが、私も、隊員一人一人の生命が非常に貴重であるという觀念に立ちまして、今後の訓練その他についても十分なる留意をいたして参りたいと考えております。

○草野委員長代理 田口誠治君。○田口(誠)委員 緒方委員の質問に関連をして、若干お聞きをいたしたいと思つて、何分にもしろうとでございますが、その点は御容赦をいただいておりますが、御回答願いたいと思つて。

今の質疑応答を聞いておりました、今後に処する問題として頭に浮かびましたことは、地上五十メートルの飛行の場合には、脱出作業というものがまず困難だといふような工合に受け取つたのですが、そういうものですか。

○藤枝国務大臣 地上五十メートルでは、水平に落水して、ある種の時間の間に脱出も可能であらうかと思つて、目撃者の談によりまして、右にゆるく傾きつつそのまま落ちてしまつたといふことでもございまして、その落水と申しますか、墜落した場合に相当な衝撃を受けますので、あるいはもうそのときに衝撃による失神状態等も起こっているんじゃないかといふことが想像されるわけでありまして、その辺は、そのときの飛行機の位置、姿勢その他、状況によるのではないかと存じます。

○田口(誠)委員 左のプロペラを取りかえたといふこと、そして事故直前に右旋回をしたといふことであります。それは、取りかえた方のエンジンとは別状なくして、右の方の、プロペラを取りかえない方のエンジンに故障があつた、技術的に専門的な面から言つて、そういうふうになるのですか。

○藤枝国務大臣 私もしろうとでよくわかりませんが、ただ、右に傾きつつ

落ちたといふその状況から判断いたしますと、取りかえた方の左のプロペラあるいは左のエンジンの故障ではなくて、右のエンジンに何かあつたのじゃないかといふことが想像されるという程度でございます。はたしてその右のエンジンの故障であるかどうかということも、なお調査をいたさないとわからないといふところでございます。

○田中(誠)委員 左のプロペラを片方だけ取りかえたという理由、そういうふうな点についてはまだ調査してありませんか。

○小幡政府委員 大体、エンジンとか点検を要する時間がきまつておりました、何千時間とか、そういうことによつてオーバーホールされるわけでございますが、プロペラにつきましては、目に見えた故障があつて取りかえるといふふうには了解しております。これらにつきましては、特に何千時間でプロペラを取りかえなければいかぬといふような規則になっておりませんが、エンジンについてはそういう規定がございまして。

○田口(誠)委員 大体、こういう飛行機のオーバーホールの場合、どの程度の指導がなされておる、そして実務がなされておるか、こういう点について御説明してもらいたいと思つて。

○小幡政府委員 オーバーホールの規則は、エンジンの種別ごとに時間がきまつておりました、そのきめ方は、相当安全度を見てきつてきめてあります。実例を申しますと、P2V-7は、レシプロ・エンジンにつきまして一千二百時間、これは実際の減耗より

ります。このようにしまして、各エンジンごとにかきわめて厳重にレギュレーションがきまつておりまして、それ以前に絶えず整備関係でチェックしてオーバーホールをするというようにしております。

○田口(誠)委員 P2V-7という対潜哨戒機は、三十年以来無事故になっておるので、好評を博しておったわけなんです。今度初めて事故が起きたわけです。そこで、考えられますことは、国産であるためになったのかどうかというところを、今の御説明からいいますと、国産ではあるけれども、これは組み立てだけをするのであって、エンジンその他の部品については全部舶来品である、こういうような御回答なんです。一体、日本で組み立てる場合に、私が聞いておりますのは、相当の金額のように聞いておまして、それは日本で組み立てるだけの金額ではちょっと多いように聞いておるのですが、部品というものは全部舶来品なんですか。

○海軍政府委員 P2V-7につきましては、一応国産計画という事になっておりますが、これは価格換算で申しますと、約四〇%程度のものが日本で生産されるということをやったわけでございます。その一々の細部につきましては、現在手元に資料がございますので、詳細は私申し上げられませんが、約四割程度のものは日本の会社で作って、これによって整備しておるということでございます。

○田口(誠)委員 一応そういうように僕らも聞いておるわけなんです。先ほどの答弁とちよつと食い違いがあります。

ましたので、確認をしたわけなので、そこで、エンジンは向こうさんのもの、ということなんです。それで、おそれる今度の事故はエンジンの事故だと思ふのですが、エンジンをこちらで受け取ったときには完全なものとしてそれは取りつけられるものか、もう一回これは十分な調べをいたしまして、オーバーホールまでしなくても、完全なものであるということを確認してつけられるのか、その点、どういうような作業の仕方をしておられるのですか。

○海軍政府委員 エンジンを飛行機から取りはずしましてオーバーホールいたしましたあとにおきましては、それぞれの会社におきまして再組み立てが終わりましたあと、これは規定がございますが、五十時間とか六十時間とかテストを数回繰り返しまして、絶対にこれで大丈夫だという確信がつきましてから換装いたしております。これにつきましては詳細な基準がございますので、まず間違いなく関係者が確信を持つ段階までオーバーホールいたしたものが現状でございます。

○田口(誠)委員 それで、この四〇%は日本で作ったもので組み立てをするということなんです。大体あの飛行機は川崎航空で組み立てたものだ。それで、私近くでございますので、若干そういう面について知識を得てきておるわけなんです。今の事故の内容からいいますと、国産でかしたものを組み立てた、そのために事故が起ったのではないように考えられるわけなんです。これは舶来品の方の部分

に事故が起きたように考えられるわけなんです。大まかに考えられて、そういうような考えられ方がするのじゃないですか。

○海軍政府委員 先ほど来教育局長から御説明しております通り、事故の原因というものは、なかなか究明が困難でございますので、現在専門の関係者が現地に参っております。飛行機が海中に墜落いたしました場合には、実際に問題としまして、目撃者の方の証言だけでは、どこに事故の原因があるかというところは、きわめて究明が困難でございます。先生もよく御存じだと思いますが、かつてイギリスのBOACのコンメットが相次いで墜落しました事故がございました。これも、海中から飛行機の一切の部分全部引き上げられました。これをイギリスの工場において全くもとの形に復元いたしました。いろいろと調べた結果、当時においては考えられなかった機体の疲労による事故であつたということが、たしか三年後に判明いたしております。このように、墜落当時におきましては、コンメットが機体の疲労によつて墜落することはまず考えられなかった。あるいはそれはサポータージュビリティというふうなことが一部で言われておつたわけでありまして、あるいは優秀な飛行機でも、何千時間か飛びますと、機体に自然に疲労が出て参ります。その一部の疲労から墜落したということが、今申しましたように、全部の部品を再復元いたしました。徹底的に調査した結果わかつたというのが、一般に知られておるところでございます。そのように、事故原因の究明というものは非常に困難で、かつ、長時間を要するものでございます。

でございまして、この際、どこに原因があつたというよりなことを予断いたしません。これは、差し控えて置きたい、このように存じます。

○田口(誠)委員 そういふような答弁で一応今日のところは了解いたしますが、聞くところによりますと、この対潜哨戒機の場合は、低空の場合に脱出作業の訓練というものが非常におそろかにされておるということを聞いておるのですが、これは教育局長さんどういふものですか。

○小幡政府委員 先ほど原則的に長官から申し上げました通り、人命につきましては、新しい自衛隊になりましてから非常に注意いたしまして、特に人命につきましては、脱出訓練等もやつております。また、そのために、脱出訓練をやるかたわら、応急の救難ヘリコプター隊等も設けまして、先ほど来非常に御心配のありました、事故が起つて飛行機を捨てた場合には、すぐに助けるという体制は十分に整えてましてやつておりますが、この低空飛行の場合につきましては、先ほど長官が申しました通り、条件によつて、非常に悪い条件で突っ込んだ場合は、いたし方ないと思ひますが、それ以外の多くの場合は、大体、まず着水をする、そして沈むまでに若干の時間があるという前提におきます訓練というものは、それに増して着水訓練等を平時やつております。従いまして、今度の場合は、いろいろ悪い原因が重なりまして、非常に急に突っ込んで、爆発を起して二つに割れたのではないかと、いろいろに考えておまして、おそろしく、そういう平生の訓練ではしておりまして、間に合わないような状況

下において海没したのではないかと、うふに、遺憾に思つておる次第であります。

○草野委員長代理 防衛局長から答弁の補足をしたいそうです。海軍防衛局長。

○海軍政府委員 先ほど、国産化率に關連いたしまして、長官が答へたところと違つておるような印象をお持ちになつたと感じたわけでありまして、私は、実は第二次計画全般のことを申し上げておりましたので、その具体的な墜落のP2V-7は、これは先ほど長官が答へたいたしましたように、ノック・ダウン機でございますから、全部アメリカで作つたものを、もう一ぺんばらして持つてきて、再組み立てしたものでございます。従いまして、その部品が国産品か米国製かということになります。全部米国製ということとは、これは正しいこととございまして、私が先生の御質問の趣旨を間違えて、間違つた答弁をいたしましたので、つづしで訂正いたします。

○田口(誠)委員 そうなりますと、一機に対する組み立て料ですか、そういう面から考えてみますと、ちよつと高過ぎるような気がするのですが、やはり国産品がどれだけか入つておると思つておるのですが、今の防衛局長の御答弁のように、全然国産品は組み立ての中には入つておらないということなんですか。これは確認しておいてよろしいですか。

○海軍政府委員 直接私の所掌でございませぬので、細部の点までは、まことに申しわけございませんけれども、存じておりませんが、国産ノック・ダウン

機につきましても、アメリカ政府から材料が支給されますものと、会社が購入するものとがございます。その経費計算から言って、先ほど申しました率が出てくるものと私は承知いたしておりますので、完全に日本で作ったものがその飛行機に取りつけられるかどうかということにつきましては、実は詳細存じておりません。四〇%という国産率は、最終段階に至りましたときの一定の平均を従来私も計画上の数字としては考えておりました。このノック・ダウン第五号機でございまして、それの中にどの程度の国産部品が入っておったかということにつきましては、後刻調査の上お答えさせていただきます。このように存じております。

○田口誠委員 現在、ものにもよりますが、国産品は相当優秀なものができておりますので、国産品であるがために事故が起きる、どうこうということは、私も考えておりません。ただ、考えられることは、舶来品であるために完全なものであるというので、それに対するオーバーホールなりその他警戒が不十分というよりなことが、やはり人間の考え方の上に立ってあり得ると思えますけれども、そういう点につきましては、今度の事故を十分に調査をしていただいた上で、十分遺憾なき善処をお願いしたいと思えます。

そこで、先ほど教育局長さんの方から、脱出作業の点について、今度の場合は事故原因の關係から脱出作業ができたかどうかというようにお話しになり、ふだんにおいてはこういう教育が十分なされておるといふ御回答であるわけですが、そうであればけっこう

だと思われけれども、私の聞いております範囲内では、低空の場合、特にこの対潜哨戒機なんかの場合は、脱出作業の訓練が不十分であるというように聞いておるのですが、念のため、もう一度御答弁願いたいと思います。これは、私の方からも調査を出しておりますので、答弁の内容と食い違いがあることはあるかと思いますが、もう一度確認しておきたい。

○小幡政府委員 先ほど申しましたように、低空の場合起きる事故の警戒といたしましては、大体、低空の場合は飛行機の数も減ってまいりますので、通常の場合ですと何らかの衝撃はありまして着水をして沈むまでには若干の時間があるという前提の訓練はやつております。今度のような、とつさに片方から海中に突っ込んで二つに折れるというような場合に対処する訓練というものは、ちょっと想定して平時にはやりにくい性質のものと思っております。私が申ししたのは、そういった一番あり得るケースとして、低空で、ショックはあるにしても、着水して何秒かのエスケープの時間がある、その時間をつかまえて脱出する訓練は平生やつておるといふことを申し上げたのであります。

○田口(誠)委員 いずれにしましても、今調査中でございますので、とことんまで私どもが納得のいく御回答を得ることはむずかしいと思えますが、たゞ、終わらしていただきますが、ただ、ここで要望申し上げたいことは、人命に關する作業訓練の面については遺憾ないようにならしていただきたいということ、それから、今のオーバー

ホールの時間はもう十分とつてあるが、時間的に限定されておるといふことは、これは、十分にとつてあるといふことにはなれないようにも考えられますけれども、その機その機、またその個所その個所において時間制限があるといふことは、考え方によつては非常に危険な要素を持つておると思ひますので、こういう点についても今後御考慮をお願いしたいと思います。

これをもう一つ質問を終わらしていただきます。

○緒方委員 関連して……
今の説明で、海上自衛隊の飛行機の避難は、波の上に飛行機が着くから、着いて沈むまでに多少の時間があるという規定で、避難の訓練が行なわれておる、今度の場合は浮いておるひまがなかったから沈んでしまったのだ、こういう説明ですね。そういうことも考えられますが、落下傘で落下するという訓練は全くしてないわけですか。
○小幡政府委員 これはもう全部落下傘をつけておりまして、上空ですと、もちろん落下傘で飛び下りるということになります。ただいまの御質問は、低空ではどうかということでございます。したが、低空ですと、着水、海没の間を縫ってエスケープするといふ訓練にならうと思ひます。

○草野委員長代理 石山權作君。
○石山委員 国会が開かれると奇妙に航空事故が起きるといふのは、何か変な感じがいたします。私も、ときどき視察に參るときに、防衛庁に御便宜をはかつていただいて飛行機に乗せてもらうわけですが、その際、長官機より

も、今度事故を起こしたP2Vの方がずっと安全だ、こういうふうに言われていたわけですね。何か落下傘のひもを引けば簡単に開くとか、これをやれば酸素が出るとか、このひもを引れば海に色が着いていくことで、まあまあ死ななくても済むようである。しかも、陸軍の場合はそうでもないが、海軍の場合は、割合に複雑なものを着せるわけですね。なかなか嚴重でいいことだと思つておりましたが、今度こういうふうな事故を見ると、航空機の安全性といふことを今さら考えさせられるわけです。私は、訓練あるいは飛行回数あるいは航続時間、こういうものによつて起きる事故というものは防げない場合があると思ひます。これは比較論になるだろうと思ひますが、私の手元に、昭和三十年から三十六年までの航空自衛隊、海上自衛隊、陸上自衛隊の事故数と死亡数の表を持つておるわけです。これは皆さんの方から提出されたものだと思ひますが、大事故といふのは、どこで区分して大事故といふか、おそらく墜落等を指しているだろうと思ひますが、これが航空自衛隊の場合は百四十四件、死亡者が七十四名、海上自衛隊の場合は十五件で死亡者が二十名、陸上自衛隊の場合は二十八件で死亡者が十三名、これの合計が、百八十七件で、死亡された方が百七十八人というふうに出ております。これは皆さんの方ではやむを得ない事故だったといふふうに判定しているだろうと思ひます。しかし、これをたとへばアメリカの軍事基地等で訓練されている飛行時間あるいはその機数、こういうものと対応して、こういうのは

やむを得ないといふ比較論が出るわけですか。

○小幡政府委員 ただいま石山委員の御質問は、外国と比較してやむを得ない程度の率であらうかといふ御質問であらうかと思ひますが、これは機種別にいろいろ検討して參つて国際比較をしております。大体、国際比較をします場合には、十時間何件落ちたかといふふうな比較で、同じベースでやるわけでありまして、今までのたとえばF86Fを例にとりますと、米軍が初期にたどつた事故の率の多い時代というのは、やはり日本にもございました。だんだん平生の状態に近づきつつあるという状況でありまして、著しく国際比較とかけ離れておるといふ数字は出ておりません。

○石山委員 これは機密事項になっているとすれば、比較をするわけにはいかぬのですが、今アメリカの日本内地における航空勢力と日本の航空勢力、こういうものの比較はどんなあんばいになっておりますか。大ざっぱでいいですよ。機数が何千機とまで言わねでもいいから……

○小幡政府委員 ちょっと詳しい数字は控えさせていただきますが、大体日本の方が二、三割方多いと思ひます。まだ日本が初期でございまして、米軍の経過した年次をたどつていきますれば、おそらくそれより早くセツトルすると思ひます。
○石山委員 私は、また、あまりアメリカ軍や基地でいろいろ問題を起こしているの、三方所ばかり天ヶ森、水戸、芦屋、こういうふうな練習基地の表をもちつて見ているわけですね。水戸の場合は二十七年からの表があります

が、天ヶ森あるいは芦屋の場合には三十年ぐらゐらしか資料が出ておりませんけれども、墜落事故件数は七十二です。そうしますと、この比較対照数をちよつと見ると、日本の場合は多いという印象を受けざるを得ない。それから、この多いということ、私先ごろ岩国を視察していただいて、アメリカの訓練を見ておりましたが、いかにもものすごい訓練をしております。これは、もちろん、戦場の感じ、第一線に立っているというよりな考え方で、訓練をやっていると思うのですが、この猛訓練をやっているが、この三つの地区だけを見ても七十二件の墜落件数であつて、日本の航空勢力の場合の比較を見ると、日本の事故数がどうも多い。訓練の仕方は非常に激烈をきわめているのではない。その存在価値を主張するあまりに、国会開会中墜落事故があつたのではない。私は、無理な訓練がこれに行なわれているというふうな印象を受けざるを得ないのですが、その点はどうなんですか。

○小幡政府委員 事故数が若干多い目でございますのは、先ほど申しましたように、飛行機が手のうちにあります間に若干時間がかかるわけでありまして、米軍の方は、86Fにしまして、相当の経験を積みましてやっております。出発いたしましたので、手のうちにありますまでの間は若干多い期間があつたかと思ひますが、最近では、セツトルいたしました、ほぼ同等になつていふと思ひます。ことに、P2につきましては、この間一機ございましたが、国際比較ではむしろ少ない事故率でございます。

○石山委員 表では、三十四年二十二件、あるいは三十五年十九件、三十六年の十一件というふうに減つていく傾向は認められます。しかし、初春早々、こういうふうな国会開会中に二件も北と南で相応じて事故を起こすようでは、先が思いやられるわけですね。

それから、極東の情勢とかいろいろ言われているのですが、今年中にはベルリン問題がおおむね片をつけれられて、問題はアジアに移行するだらうというよりな軍事評論家、外交評論家等があるために、極東の防衛、日本の平和を守るために、こういうふうなことで、おそらく皆さんの中では、何となくやもやもした雰囲気の中で訓練が進行されるという懸念が多分にあると思ひます。私の言いたいことは、件数は世界の国と比べて少ないというふうな論議は、まだ私は承認できないような気がいたします。この減つてきた傾向をばこの際保持していきたい。そして、われわれの受けた印象からすれば、アメリカの岩国の猛烈な訓練でさえも、日本の事故と比べると、これは比較が詳細にできないから仮定だけでも、少ないとすれば、日本の訓練というものは、準戦時体制というよりも、準という言葉を除いたくらいのも、あまりにも張り詰めた格好で訓練が行なわれているような不安感があります。墜落した場合のことは、イギリスのコメント等を見ても、なかなか問題の所在というものはつきりしないように思われます。しかし、過去の、たとえば昭和三十一年は、これは非常に多い。五十三件、二十九名の死亡者を出しております。こういうふうなところを執拗に調べれば、いわゆる欠点、そういうものの所在がかなり明確化されるだらうと思ひます。せつかく事故件数あるいは死亡数が下がった場合に、いろいろ極東の問題が錯綜する、日韓問題等がいろいろあるようでございますけれども、この際、十分気をつけていただいて、そういう一番安全感のある対潜航空機があつた状態になるとすれば、もう一べん過去の事故をば再検討していただいて、機種なりあるいは操作訓練の日程なりをこの際慎重にやり直してみよう、計画されたことをすぐやめろなんていうことは申しませんけれども、もう一べん白紙に返して、事故を防ぐ意味において再検討してみることが、この際あるのではないかと考えております。国会開会中、それらの件について、事故の原因とあわせて報告を受けるような態勢になつていただきたい、こういうふうな長官に要望します。

○藤枝国務大臣 御指摘のように、三十一、三十二年と、非常に事故が多うございまして、これに対する対策を根本的に立てまして、その後、御承知のように、漸次減少の一途をたどつておるわけでございます。しかしながら、もちろん、ただいま御指摘のように、さらにわれわれとしても検討しなければならぬこともございます。従いまして、そういう面も含めまして、十分事故原因等の究明並びにそれに対する対策を立てて参りたいと思つております。ただ、石山さんの御比較、これは航空時間と比べなければいけないのでございまして、在日米軍のパイロットたちは、相当のベテランがこちらへ来ておるわけでございます。日本の方

は、いわゆる欠点、そういうものの所在がかなり明確化されるだらうと思ひます。せつかく事故件数あるいは死亡数が下がった場合に、いろいろ極東の問題が錯綜する、日韓問題等がいろいろあるようでございますけれども、この際、十分気をつけていただいて、そういう一番安全感のある対潜航空機があつた状態になるとすれば、もう一べん過去の事故をば再検討していただいて、機種なりあるいは操作訓練の日程なりをこの際慎重にやり直してみよう、計画されたことをすぐやめろなんていうことは申しませんけれども、もう一べん白紙に返して、事故を防ぐ意味において再検討してみることが、この際あるのではないかと考えております。国会開会中、それらの件について、事故の原因とあわせて報告を受けるような態勢になつていただきたい、こういうふうな長官に要望します。

から乗つていくのですから、在日米軍の事故率と日本全体の事故率を御比較になつて多いじゃないかとおっしゃるのは、少しあれなのでございまして、米軍全体の事故率と日本の全体の事故率というものを比較いたしますと、その日本が多くない。むしろ同じくらい。ことに、P2Vなんかにつきましては、アメリカでは十時間間に四機ないし五機というふうなことでございまして、それが四万二千時間飛びまして初めてということでございます。しかし、それはそれといたしまして、ただいま申しましたように、事故原因の究明並びにそれに対する対策につきましては、さらに検討をいたし、また、御報告いたすべきものは御報告いたしたいと考えております。

○石山委員 長官の御答へで一つ気にかかるのは、ベテランと練習生を比較してはいかぬということをおつておられますけれども、ベテランだから無事故で、練習生だから事故を起こしてもいいというところは言えないと思ひます。そういう結果が招来される可能性はあるけれども、それを最初から是認したような形で、うちの方は上成績だ、七十何名くらい死んだつてやむを得ないといふふうな印象づけを私に与えることとすれば、私が一生懸命に言つておることはむだになります。そういうことではいかぬと思ひます。可能性はあるけれども、そういうことのないように、練習生を大事にしなければならぬ。しかも、パイロットになる人は、みなどこから見ても日本国民の若人としてはピカ一の人たちでしょう。そういう人たちが、練習生だから事故の可能性があつてもやむを得ないというのでは、

ちよつと私はうなずけない。そういうふうにおつしやらないで、もう一べん……。

○藤枝国務大臣 先ほど、在日米軍の事故についてのお話で、それを御比較になつたので、必ずしもそれだけではいけないので、米軍全体の事故率との御比較をいたしたいということをお申し上げたのでございまして、練習生だから事故があつてもいいなどとは毛頭思つておりません。人命の尊重については、石山さんにも負けないだけの熱意を持っておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○車野委員長代理 外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。西村一君。

○西村(関)委員 前の本委員会におきまして質問をいたしました、時間がありませんでしたので、若干質問が残つておりますから、続いて外務大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。

第一は、この前からの継続の質問でありまして、ドミニカ国への移民の問題であります。移住局長がお見えになつておられますようですが、この前の外務当局の御答へでは十分に満足をする事ができなかったものであります。ドミニカ移民が非常に悲惨な状態となりまして、逐次国援法の適用を受けまして、第一次から第四次まで日本に引き揚げて参つた。この原因の究明

につきましては、本委員会のたたいま問題になつておきます議案とは少し問題が離れて参るようでありまされども、いづれ外務委員会等におきまして、移住政策の根本問題について掘り下げてお伺いをいたしたいと思ひますが、私の前回から何つておりますのは、在外公館に勤務する外務公務員の心がまえに關連をいたしましてお尋ねをいたしたのであります。特に移住民に對する取り扱いにつきましては、今までの日本における生活を切りかえて、一切の資産を処理して、多大の犠牲を払つて、日本の国策のために、また、大きくは世界平和のために捨て石にならう、こゝろを考へるものと、勇躍新天地に移住して参りました移住民の諸君に對しましては、どこまでも懇切丁寧に指導をしなければならぬことは申すまでもないと思ひます。また、さらに、移住をいたしますまでの事前の調査等につきましても、十全を期さなければならぬことは申すまでもないのであります。

ドミニカの場合におきましては、ドミニカ国の政変また、中南米諸国の國際情勢の變化等、予期しない事態が起りましたので、大量の引き揚げという不幸な事態を引き起こした、それがおもな原因であるといふふうに考えられておるようでありまされども、もちろん、それは否定することができません。しかし、もう一つの見のがすことのできなない大きな原因は、何と申しましても、調査の不十分にあつたと思ひのであります。いわゆる公募されたときの実態とが一致していない。これは一致しているという移住局長の答弁であ

りましたけれども、今事実を一つあげてお尋ねすることはいたしませんか、これは公平に考へて、どうもそこに問題があつた、調査の不十分からくる失望感を移住民の諸君に与えたといふことは、これは何と言つてもおおうことができない事実であると思ひのであります。それらの点につきまして、外務当局としては、現地の大使を初め各關係公務員が、これらに對して十分な措置をとつた、まず調査等について十全を期したいといふふうにお考へになるかどうか。特に調査の問題につきましては、農業移民の適地が不適地かといふことについては、農林省が調査をし、また同時に、外務省の方で世話をしておるところの海協連の支部が調査をする、これらのものが一致いたしまして、いよいよ入植可能であるといふ結論を出して公募に出る、こゝろでございまして、どうもドミニカの場合、農林省の調査も、また海協連の支部の調査も、十全でなかつたといふふうに私は考へるのであります。そういふ点に對しまして、いずれにいたしたとしても、移住の責任者であるところの外務省として、まず、この調査の点に對してどのように外務大臣は考へておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○中尾説明員 私、移住局企画課長でございます。移住局長はほかの委員会に出ましたので、かわりましてお答え申し上げます。

この前の委員会、先生の御質問に對しまして移住局長から答弁があつたかと思ひますが、当時の情勢をいたしましては、今調査の報告書を見まして

も、やはり相當に詳しく調査をしておると思ひのでございまして。今後、一般的な問題といたしまして、事前の調査を十分にやらなければならぬといふことは、全く御説の通りでございますが、その移住地の状況といふものが、土地条件だけでなく、水利の問題であるとか、その他の經濟条件とからみまして、だいたひ變化をきたしたわけでございます。その變化の原因が、客觀情勢の變化に連なるものでございまして、十分な調査を欠いたのではないかと、印象をお持ちになるかもしれないが、實情は、よく調べましたところ、非常に複雑な要素がからみ合つてゐるわけでございます。

それから、現地の在外公館の者が移住者に對して十分に世話をすべきであるといふ点も、全くその通りでございます。人員、予算の關係はございまして、けれども、移住者の声を何回か、そのつど相當に詳しくドミニカ国の政府には伝えておりました、これに對してドミニカ国の政府も、そのつど措置をとつてくれておるわけでございます。これまたドミニカの財政状態、經濟状態によりまして、必ずしも十分でなかつたかも知れませんが、そういう措置は全くとらなかつたといふことではなくて、相當にとつておることは、そのつどの本省に對します報告書に出しております。

○西村(関)委員 それならば、調査の内容につきましては、膨大なものでしょうから今こゝで何うかはできないので、別の機会にお伺ひしたいと思ひますが、何年何月にだれがどういふ調査をやつたか、どういふ報告がきて

いるかといふことをお聞かせ願ひます。

○中尾説明員 調査は、現地の大使以下公館の職員、海協連の支部の職員、並びに東京から参りました外務省及び農林省の係官、これが数回にわたつて行つております。そして、その報告書が出ておりますので、個々の地区につきまして幾つかございまして、後刻資料として差し上げたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○西村(関)委員 あとで資料として出すことはけっこうですが、私が今聞いているのは、あなたが担当の課長ですから、今言われたように、出先の大使館の職員が行つたとか、外務省や農林省の者が行つたとかいふのではなくて、具体的に何々技官が何年何月にどこへ行つたといふことを私は何つてゐるのです。

○中尾説明員 移住開始に先立ちまして、昭和三十年の八月から約一カ月間、外務、農林両省の關係官が行つております。移住局の吉岡第二課長と近藤技官であります。そのときにはダハボン、コンスタンサ、ラス・ラグナス、ハドレ・ラス・カーサ等の予定地を見たわけでございます。その後、ダハボンとコンスタンサは入植地とされたわけでございます。その他の地区は不適格地という結論であつたわけでございます。それから昭和三十一年九月に、農林省の中田技官が海協連の横田現地支部長とともに、ハラバコア、ネイバ、ドベルヘーの各地区を調査いたしております。これも約一カ月間でございます。

○西村(関)委員 ハラバコア、ネイバ地区の調査の結果はどうでしょう。

○中尾説明員 その調査の結果は、いろいろ條件は技術的に述べておりますが、結論としては、入植を可とする、農耕には支障がないという結論を出しております。

○西村(関)委員 農耕に支障がないという結論を出したハラバコア、ネイバ地区が、問題になつておるわけでありまして、中田技官といふのは、農林省からわざわざ派遣されたのじゃなくて、ブラジルに出かける途中ちよつと立ち寄つたといふのじゃないのでしようか。どのような調査がされたか、これが農耕可能であるという結論を出しているといふのであります。ネイバ、ハラバコアの両地区が御承知の通り問題になつておりますが、その調査の内容がはたして——いろいろ條件があるが、問題があるが、しかし、その問題を克服すれば農耕可能だといふ意味か、その内容について、問題のあるところですから、もう少しお述べいただきたい。

○中尾説明員 ネイバにつきましては申し上げますと、ネイバは、地質はきわめて良好とは必ずしも言えないのでございまして、適当な水利の便さあれば、ブドウであるとか、バナナであるとか、そういうものは作ることができるといふ判断であつたようでございます。それで、昭和三十一年に實際には入植いたしたわけでございますが、その翌年の三十三年にはブドウとかバナナができました。相當によくできた時期もあつたわけでございます。それが一昨年の夏ごろから水利が悪くなりまして、これが相當決定的なものになつ

てきたように思われます。要するに、水の絶対量が少なくなったということ、これを利用する人がふえてきたために、水の給水時間が少なくなったわけでございます。

○西村(関)委員 どうも今課長の話を聞いて、現地から引き揚げてこられた人たちの陳情しております点と、非常に食い違っております。私は、必ずしも現地から引き揚げてきた人たちの見解が全部正しいとは考えておりませんし、その点は、打ちのめされて帰ってきた人たちでありますから、外務省から述べておられるような客観情勢の変化によって、引き揚げざるを得ない状態になったといえども、非常に精神的な打撃を受けておりますし、また、物質的にも大きな打撃を受けておりますから、言っている点についても、相当留意をして聞かなければならない点があると思ひますが、しかし、非常に大きな食い違いがあるのであります。たとえば、行ったとき、最初に、このような石ころの多い、このような川原のようなところではとうていできない、つるはしで頭をがんとぶらんぐられたような感じがした。それから三十二年の十二月に、現地大使館の竹内書記官及び古関機務移住あつた所長がこられたときにも、とてもこれでは営農が不可能だから、何とかしてくれ、他の耕地へ転住させてもらいたいということを陳情しているという事実もあるのであります。そしてまた、現地の人たちの言うところによりますと、入植後の四年間は、関係者のだれ一人として親しく耕地を視察して下さらなかった。悪い耕地だということはお前たちは承知して入ったはずだ、ま

た、石などは三年すれば風化して非常によくなるというようなことを言ったり、相当、現地の移住した人たちに對して、不親切な言動があつたように考えられる節があるのであります。一々私は、こういうことを突き合はして、これはどうだ、あれはあかぬけというふうには、外務省の弁明を今ここで伺おうとは思ひませんが、とにかくも、よくにも調査が十分でなかつた。同時に、その取り扱いについては親切を欠いたという点だけは、おおうことができない事実である。今後の日本の移住政策の上、失敗は失敗として認め、不行き届きは不行き届きとして認め、そうして、私は、あえて責任を追及するとか、そういうことでありまして、今後、日本の移住政策を前向きにしていく、また、このために、非常に大きな責任を持つて外国に派遣されていく外務公務員の心がまえ等について格段の留意を願いたいという意味から、私は質問を申し上げておるのであります。どこまでもそれは移住者が間違つておるのだ、外務省には手落ちがないのだというふうには言われるならば、私はさらにこの質問を保留いたしまして、また別の機会に具体的に詳細に質問をしなければならぬ。私の言わんとしているところは、今度の改正案につきましても、外務公務員の心がまえという点について、私は、皆様方外務省当局の格段の留意を願いたいというところを念頭に置いて、このドミニカ移民の問題を取り上げておるのです。この点外務大臣はどうお考えになりますか。

○小坂國務大臣 仰せられる通りでございます。まして、外交官といつたしましては、現地におります邦人の身体、生命、財産の保護について重大な責任を持つておるわけでございます。従つて、そのために自分の能力のある限り働くことは当然であると思ひわけでございます。ただ、これはいわゆる外交保護権でございます。行政権を行なうわけではございませんので、任国の移住協定の範囲内において行ない得る限度はあつたからあるわけでございますが、自分としては極力そういう点についてあやまちなことを期して、日夜自省して、大いに努力すべきものと心得ます。ただ、この移住の問題は、御承知のように、いろいろ従来からむずかしい問題がございまして、けれども、最近に至りまして、非常に關係各省庁の連絡がよくなりまして、従来は、移住といふものは、外務省だけではございまして、いろいろな話がございますけれども、やはり移住地における受け入れの態勢の問題が一番大切であるといふことで、移住は外務省におまかせ願ひまして、今度地方海外協会も含めて、明年度からは予算的にも外務省につけられるような格好になりました。今後はこのような問題はないように、外務省の全責任においてできるだけ努力をする考えでおる次第でございます。

○西村(関)委員 移住の政策について、私は、基本的な考え方を若干持つておるのであります。この点につきましては、外務委員会であつたため質問をいたしましたと思ひます。

最後に、ドミニカ移民について、一丁だけお伺ひしたいと思います。それは、不幸にして国援法の適用を受けて帰つてきた引揚者に対して、どのような配慮をしておられますか、また、今後しようとなすつておられますか、その点お伺ひしたい。

○小坂國務大臣 国援法を援えて適用いたしまして、従来のような、出たらもう、その地でのいかにもしろというふうな考え方ではなくて、郷里にそれぞれ帰られて、十分立ち上がり得るようにするといふことのために、国援法の適用を援えてしたわけでありまして、引き揚げてこられた方に対しては、その生活が再起できますように、關係各省庁に連絡をとりまして、厚生省とも、あるいは農林省とも、労働省とも、それぞれ連絡をとりまして、職業のあっせん、住居の提供あるいは耕地を持ち得るようになつていくこととで、いろいろ骨を折つておるわけでございます。さしあたり、引き揚げてこられた方に対しては、国の方から大体五万円ぐらい、さらに地方へ帰られますと地方の方で十万円ぐらい、それだけの現金が手に入るような措置がございまして、その間に、今申し上げたような職業あっせんをできるだけ熱意を込めていたす、かような手はずに關係各省庁と打ち合わせをいたしておるような次第であります。

○西村(関)委員 現在大人は二万円、子供は五万円しか支給されてない、その五万円といふものはいつ渡すのですか。

○中尾説明員 お答えいたします。現金で渡します場合は、大人一万円、子供五万円でございます。そのほか、上に申し上げた宿泊をします宿泊料、それからその食費、

それから郷里までの汽車賃、急行料、その間の小づかい、食費、それから荷物の郷里までの送料、そういうものを計算いたしますと、一家族約五万円ぐらゐになるわけでございます。

○西村(関)委員 今の大臣の御答弁だと、一五万円といふふうには私は聞いていたのですが、今の課長の御答弁だと、一五万円といふことですね。しかも実際は一五万円しか現金が渡つてない。あとは諸出費のために使われてしまふ。大人一五万円、子供五万円といふ金をもらつても、家も財産も全部売り払つて出かけていった人たちが、帰る家もないといふような状態にある人たちが、こんなはした金をもらつてどうして更生ができるか。もちろん、職業あっせんとか生活保護とか、いろいろな法の適用を受けさせるために万全の努力をするといふことではありますけれども、こういうようなことで、はたしてこれでこの犠牲者に対する措置が十分であるとお考えになりますか、これだけしか国援法ではできないのですか。

○中尾説明員 この措置は、移民者が国援法で帰つてこられて、あるいは自費で帰つてこられる方もあるわけでありまして、昨年の八月以来帰つてこられた方々に対しては、引揚者に対する当座の措置といふことで、これを考へておるわけでありまして、そのほか、いろいろな現在でございます。国民金融公庫であるとか、その他の生業資金の低利の貸付とか、いろいろな別途の方法をもちまして、できる限りの立ち直りに便宜を供与するように、行政的な措置を關係各省と協議いたしましてとりつづけております。

西村(閣)委員 行政的な措置でいろいろ配慮するということは当然なことでありますが、私の聞いておるのは、国援法ではこれだけしかできないのかというところなんです。

○中尾説明員 お答えいたします。

この措置は、国援法によりますものでなくて、国援法以上の措置でございます。国援法によりますと、帰国の旅費、それから郷里までの旅費でございますが、そのほかに、先ほど申しましたようないろいろな項目を、特に特例といたしまして実施いたしておるわけでございます。

○西村(閣)委員 あなた、ごまかしてはいかぬですよ。国援法では旅費は貸のしょう。やるのじゃないでしよ。

○中尾説明員 さようでございます。

○西村(閣)委員 あなたは渡すような言い方をしているけれども、渡すのじゃない、貸すのですよ。それは本人の借金になって、返さなければならぬ。そういうような状態で、私は、これではこの犠牲者に対する措置が十分であるとはどうしても考えられない。

(詳細は外務委員会「一つ」と呼ぶ者あり) 詳細は外務委員会ですけれども、しかし、私がさっきから言おうとしている点は、外務公務員の服務に対する心がなっておらぬという事です。その点に対して、もう少し責任を持ってもらいたいと思う。それでいいとお考えになりますか、どうですか。

○小坂国務大臣 実は、初めて国援法を移住者に適用するということは、すでにいろいろな意見があったのです。が、これをあえていたしたのであります。

す。それから今申し上げたように、引き揚げてきた方々に対して、当座をしるげのようにできるだけの措置はした、これも新しい措置をやっておるわけでございます。そこで、今あなたがおっしゃるように、貸付ということは、まさに法の建前でございます。しかし、その建前は建前でございまして、われわれとしましては、実情を十分見ながら、この法の運用を考えていくべきだ、こういうふうな思っておるわけでありまして。

○西村(閣)委員 外務大臣、もう少し親切な配慮をしてもらいたいと思っております。私の伺っておるのは、それはいろいろお立場があるし、大蔵省もあることですから、あなたのお考え通りにいかないというところもわかりますけれども、今までの御答弁を聞いておられますと、ドミニカ移民に対しては、責任は客観情勢にあるのだし、また、成功し得なかつたのは、努力が足りなかつた移住民そのものにあるのだ、外務省としては責任はないのだと言われなければいけません。まあそれは責任を感じてないという印象を受けます。それではいかぬと思つて、やはりこの問題に対しては、もう少し責任を感じていただきたい。そして親心を持って大蔵省当局にもぶつかつてもらいたいし、もう少し実のある配慮をしてもらいたい。今の外務大臣の答弁は通り一べんの答弁であつて、これでは、泣きの涙で帰つてきた移住民の諸君に対して満足を与えないと思う。重ねて外務大臣の所信を伺いたい。

○小坂国務大臣 私は、そういう御質問を受けるのは、実は心外であるわけなんです。私としてはできるだけやっ

ておるつもりです。なお、私も、言外にいろいろ親心を持つて再起ができるようにということを言つておるのは、今後のいろいろな施策について十分な配慮をしようという気があつて言つておることです。もちろん、生業につかれるに際しては、金も要ります。しかし、それだからといって、何か国が全部を責任を負つて補償でもするよなことは、私どもとしては考えられぬことではございまして、そういうことまでは申し上げるわけにいきません。しかし、やはり貸付金であるとか、そういうものについて、また、これから新しく耕地を得たいと考えられる方々についても、関係官庁と十分連絡をして、行政的にできるだけ再起ができるようにという気持で——これは、過去においてもいろいろなことはあつたと思ひますけれども、それを言つておつたのでは、引き揚げてきた方々そのものが直ちにそのことで報われるわけではございせんから、いわば前向きにこの方々が再起できるように、こういうことを言つておるわけではございまして、どうぞ一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○西村(閣)委員 私の申し上げておることが、外務大臣の意に必ずしも一致してないというのであるならば、アとしたいと思ふ。あなたが親心を持つて配慮しておるのだ、こり一言おっしゃるならば、それ以上のことは追及しないつもりですけれども、とにかく一万円や五千円これらの金では、泣きの涙で帰つてきた人がどうにもならないという事です。旅費は借りておるけれども、これは返さなければなりません。非常に大きな犠牲を払つておるの

ですから、この点については、今親心を持つてやつておるのだ、そういうことを言われるのは心外だ、こり言われた外務大臣のその言葉を信用して、私はこれで一応質問を終わります。

○緒方委員 関連して、ちよつと外務大臣にお伺ひしますが、条件の違つた中の一つの問題として、政策が言われておるわけですが、トルヒーヨ大統領が暗殺されて、バラゲール大統領になつたら、移住者に対する現地住民からの非常な圧力がかつたり何かした事実があげられておるが、なぜそうなののか、その間の実情の御説明をしたいと思います。

○高木政府委員 ただいまの御質問から、ずっと書類を調べておりますが、この問題が起り出しましたのは、昭和三十五年六月の終わりのころから苦情が出てきたのです。その苦情の一番多いのは、土地配分をふやしてほしいということでありまして、それは、実は昭和三十四年六月に、キューバのカストロ部隊がハイチを経由して陸から侵入して来、海岸からも侵入しようとした。これが第一のショックでございまして、それから昭和三十四年十一月には、ドミニカへの船が、キューバ、ベネズエラの圧迫で寄らなくなつた……。

○緒方委員 質問の内容が違つた。ドミニカの国情が變つた経過を話せばいいのではない。トルヒーヨ政権のときには非常に保護されて、バラゲールになつてから排斥されるという条件の變化は、どこにあつたかと聞いておる。

○高木政府委員 排斥されるという事情はございせんでした。トルヒーヨ時代にも、在留邦人の待遇と現地ドミニカ人の待遇に非常に差があつた。日本人の方にむしろよかつたために、水の配給その他についても、現地人にももつとやれといふことで、水争ひがあつたりいたしました。これは主としてハラバコア、ネイバであります。その他の地域ではそのようなことはございせん。

○緒方委員 あなたのお言葉がほんとうであるならば、帰つてきた人たちの報告によつて、また、新聞やその他の週刊誌などの報ずるところは誤りである。現実にはトルヒーヨ政権のときに保護されて、バラゲールの新政権になつた時代には、外部から非常に圧力があつたといふことは事実であります。なぜこつたか。あなた方が、このことに対して何ら検討をしやうとせず、かつまた、このことを問題にしやうともしないところに、この問題の大きなガンが存在しておる。なぜならば、本来、この新聞にも出ておる通りに、農耕に使われる土地でもなかつた。トルヒーヨが独裁政権を長年強行して、身辺が危険になつたから、自分の護衛隊を一人でもふやそうという形の中で、日本の人間の移住をはかつてきた。そういう取引も外務省はやつておる。それがために、場合によつたら、現地に行つた者は軍事訓練までさせられておるではありませんか。軍事訓練は何の目的のためにやつたか。トルヒーヨに一たん危険な状態があつたならば、銃を持つてあなた方を守りましようといふような条件のもとに、軍事訓練までさせられてきた。そ

れが新しい政権になったがために、トルヒーヨ派の一つの感情から、日本の移住者が排斥されなければならぬという状態を作ったと思う。正式な移民ではない、人間の売買にひとしいようなことを外務省はやってきたのです。そういうところにあなた方が目をふさぐならふさいでもいいが、事実にはつきりと証明しております。

○高木政府委員 ただいまの御発言は、非常に事実と反します。今義勇軍のことも言っておられ、あるいは外人部隊と言っておられますが、これは戦前の日本の隣組のようなもので、外人だけではない、ドミニカ人全部にもそういうような組織、いわゆる義勇軍を編成させている。日本人だけがそういう義勇軍の対象に考えられたことはないのではありません。それからパラグアイ政権になりました、今日におきまして、ドミニカ政府は、日本人の安全のために特別の考慮を払っております。特に大使館からドミニカ政府への申し入れによって、ハラバコアは、その一部が日本に帰ってくるというところから、去年の暮れからことしの一月の半ばまでの政変を特に心配して、軍隊まで出して、軍隊、警察の力によって治安を完全に守っておるという事情でございます。特に最近では非常に安定したということで、帰国の希望の人も、また残ることに意思を変えたという情報まで出ております。ですから、トルヒーヨ政権だけが日本人を特別扱いし、ほかはこれに反対する、という事実は反対でございます。また、日本人の移住者送出にあたって、そういうようなトルヒーヨの親衛隊を作るために移住者を送った

ということは、事実と反します。それから今の新聞のその写真を言っておられるのですが、これも、実は前の書類をずっと見てみますと、昭和三十四年一ぱいくらいまでは、その問題のネイバでも野菜がよくできて、その写真まで送ってきておるのです。そうして三十五年になるまでは、ネイバの移住者自身からのたよりでも、こんないいところはないというところを書いておるのがあります。今度帰られた方々自身も、そういう手紙を出しておられるのも、われわれ神奈川県に移住協会で集めました手紙とか、その他のものによりましてわかる次第でございます。

○緒方委員 事がそこまできなかつたし、移民の人たちがそういうものに巻き込まれなくても、非常に良心的な、良識的な態度をとってきたからこそ、新しい政権も見直したという。他の住民の人たちは、当時においては、やはり一つのマークをつけられておったことは事実だ。ネイバという地区が非常によかつたとおあなたはおっしゃるけれども、現に当時おつた外務省の福島さん——福島さんは当時現地にいられたはずで、外務省の大使館に勤めておつたはずで、この人からの報告では、あまりいいところではないから、外務省としてはできるだけこれを差し控えてもらいたいということ、を再三、再四にわたって本国に対して、外務省の自重方を要請してきておつたはずで、あなた方がどういう御報告を受けられたか知りませんが、私の選挙区からききましても、決算委員会に証人が呼ばれてきております。その人たちの報告を聞きましても、決してつるはしの立つところではなかつたというこ

とを本人がはつきりと言われております。それは一部に、多少の猫頭犬の土地の中に、野菜も実れば、気候はいいところですから、水と土地さえあれば木は繁つたかもしれないが、全体がそういうふうなところではなかつたというところは事実だと思ふ。その点、あなた方は何を証拠に仰せられたるか知りませんが、現地から帰った人たちの言葉を私は信用したいと思ふ。

○小坂国務大臣 実は先般から申し上げておりますように、トルヒーヨの政権時代に、汎米機構からボイコットを食つたわけです。そのために、経済状況が非常に変わってしまった。作る野菜も売れなくなる、くだものも買ひ手がなくなる、こういう状況が非常に大きく響いたというところは、これはもう争われないところだと思ふのです。そういう事情もあるということをやはり頭に入れながら、この問題はお考えを願いたいと思ふ。

○草野委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 時間が切迫しておりますので、私はなるべく早く片づけたいので、最初に私からごく簡単に尋ねておきたいことは、外務省の職務権限に関する問題の中で、非常に緊急を要する問題として、おととい外務大臣にお尋ねした事実があります。それは過ぐる四日の夕刻、オランダのKLM航空会社の民間航空機が、私服の将校を乗せて羽田へ寄港して、西イリアンに向かった。そのとき一時間ばかり羽田へとまっただけでありましたが、現に四十二人のうちで三人だけはまだ東京に残つておる。三十九人が向こうに向かった。このことについて大臣は、定期便の飛行機で、チャーターされた飛行機であるから、これはパスポートさえ持っておれば、だれが乗ろうと一向差しつかえないのだ、かれこれ議論を差しはさむことはできないのだという御答弁を願つたように思ふのでござい

ます。ところが、きのうまた新しい事態が発生して、アムステルダムを六日の晩に立つて、現にアラスカのアンカレッジにとまつていて型の大きな飛行機が、私服の将校を七十名ぐらい乗せて待機しているようです。この東京のりレーについて、外務省は、初めてきのう午後三時半に、欧亜局長の方から駐日オランダ大使を招かれて、西イリアンの情勢が非常に緊迫しているときで、日本へ寄ることは好ましいことではない、という要請をされた、こういうことを伺つたわけです。大臣、これは外務省の御所管と運輸省の御所管の共管事項になると思ふのでございしますが、国際民間航空条約の規定とか、あるいはその他の航空規定に基づいて、パスポートを持ってきた人であるならば、私服でも差しつかえないというこの方の理由は、おとといの御答弁とちつとも違わない、ただ、機種が変更されておるといふことが問題だという理由でお断わりになったのかどうかを御答弁願いたい。

○小坂国務大臣 私の申し上げたことを正確に御理解願うために、もう一度申し上げますと、実は飛行機をチャーターする場合は、国際民間航空条約によつて受入国の承認を得る必要があるわけです。従つて、一機チャーターして、オランダから日本を通過してビアク島に向かうという場合は、われわれとして、ああいう見解の相違から国際的な紛争まで懸念される地区へ、チャーターされた飛行機が行くということについて、紛争に巻き込まれるというやうなことも懸念されるから、これはお断わりする、一方、国連においても、ウ・タント事務総長が仲介に立つておるのですから、そういう際にことさらそういう問題を起したくない、といういふことで断つたわけなんです。ところが、KLMという便が、これはオランダとの航空協定によつて、日本を通過してビアク島に行つておるわけなんです。これは定期便ですから、一般の旅客が乗ってくるわけなんです。そこへ私服の軍人が乗つてきても、パスポートを持った正規の旅行者である以上、これを断つことは条約に反するわけなんです。そこで、これはできない。そこで日本としては、そういうことをやらねと困るのだ——条約上は、ちよつとこつち抗議の権利はないわけですが、けれども、どうもはなはだ日本としては困る立場になる、そんなことはわかつておるはずなんだからやめてもらいたい、といういふことを言つておるわけなんです。ところが、きのうになって、急にまたDC-8の機種がもうオランダを出発して、今アラスカにおる、こういう話を聞きましたものですから、これはわれわれの条約によりまして、DC-8を飛ばすことになつておるわけなんです。機種が違ふ。機種が違ふ以上、われわれの了解を求めなければならぬ。そこで、違ふ機種を飛ばすならわれわれの了解を求めてこい、われわれはそれは困ります、といういふことを言つたわけです。

○受田委員 問題は、機種がDC-8になつたので断わる、機種が変更されないので断つたのであつて、定期便に

地位ができる、認証官になつたら大へんえらくてどろという、給与も高いと

いうことじゃなくて、これはそういう形なんですよ。だから、ここに今官房長がおられますけれども、フィリピン大使で認定官であつたのですが、帰つてくればもう官房長で、今、卒業年度から見れば、他省の官房長の方がはるかに若いわけですね。そこへまた戻つてくる。こういうことでございまして、実情を御説明していただくのと、さうなことにしておるのであります。

○受田委員 そうしますと、お説の通り、いわゆる認定官であつて、天皇が内閣の助言と承認で認定される、これを認定官と俗に言うのであつて、特別な地位が法律的に規定されておるわけじゃないわけですね。それはよくわかるのでありますが、天皇の認定事項の中に書いてある大使、公使、こういうものの数が多過ぎると、外務省のお役人の中には、そうした外形的に見て、国民に与える印象から見て、そういう数が多過ぎる、こういうことにもなるわけですね。そこで、これをどうしたらいいかという問題です。今認定されない大使のところが認定せられたところと区別されると、向こうがつむしを曲げる、こういうことでございまして、戦前、全部大使は親任官であり、公使は勅任官であつた時代があるわけですね。この時代の公使は、みづから天皇から親任されたという大使と違つた処遇を受けていたと思ひます。これはどういふことになっておりましたか。

○小坂国務大臣 官房長から詳しく答えてもらいますが、その前に、今、公使といふものはほとんどなくなつてきているわけです。現在の公使は、イス

ラエルとハンガリーの二つだけで、全部大使になつております。みんな、どこでも、この間独立したと思ひ国はみんな大使を送つてくるのです。向こうが大使を送つてくるのに、こっちには公使だといふことになるので、向こうのプライドを傷つけないから、こつちにはレシプロケートしなければならぬ。どうしても相互主義でいかなければならぬ。外交官の中で大使、公使が並んでいまして、序列みたいなものがございまして、同じ大使なら先任順に並ぶわけですが、公使はその下に並ぶわけですね。そうすると、日本の代表者は一番つへつかなければならぬ、こゝろが一つになるので、公使という制度は、今の実情から見ると、非常におかしなものであります。公使といふ制度を持つてゐる国は、非常に古い国に入つてゐる。日本もその中の古い国に入つてゐるけれども、そういうのが実情でございまして、その点だけ申し上げておきます。

○湯川政府委員 戦前、大使は親任官、公使は勅任官。高等官といふのは、御承知のように三つございまして、親任官、勅任官、奏任官。勅任官の場合には、官記に天皇の御璽が押される。それから、親任官の場合には、親璽をなすつて、それに御璽が押される、そういう差がありました。高等官一等、二等といふのが昔の勅任官。三等以下は奏任官。それから、その高等官の下に判任官といふのがあつたわけですね。従つて、昔の親任官は高等官の上にあつたわけですが、一等、二等といふごく上の方が勅任官で、公使はそこに位しておつたわけですね。

○受田委員 私は、官等別をお尋ねしておるわけではないのです。つまり、親任官である大使は、これは天皇から認定されて、信任状を持つて行かれる。みづから天皇の任命を受けて行かれるわけですね。勅任官といふ場合は、天皇から任命された形になつてゐないのです。その場合に、現在の認定官と同じ立場ですか。特命全權公使の認定はどういふ形で行なわれておつたのでありますか。

○湯川政府委員 戦前の制度では、みんな天皇に――結局は天皇の官吏といふことだつたのですが、天皇が任命大権を持つておられたわけですね。その形式に、親璽をされて御璽を押される場合と、御璽だけ押される、それが勅任官といふことで、いずれも天皇に任命されるといふ点は同じであります。

○受田委員 今お尋ねしておることは、特命全權公使の場合に、天皇からの信任状を持つて行かれたことは、大使と全く同格であつたかどうか。

○湯川政府委員 信任状はもちろんだいて参りました。

○受田委員 そして、認定の方式は多少の相違があつても、大使も公使も同じような信任状をもらつていく方式であつたわけですか。

○湯川政府委員 同じような信任状をちようだいたして参りました。

○受田委員 そうしますと、現在の大公使と大形は同じことだ、こゝろ了解していいのです。認定の形式も、信任状を持つていくことも同じだ。それいたしますと、こゝろ整理するといふことになる、認定をしないで行くような大使や公使が作られるかどうかといふ技術的な問題が起つてくる、そ

ういふことは今のところむずかしいのだ、こゝろいふことになるわけですか。

○小坂国務大臣 そうでございまして。

○受田委員 そうしますと、国会の当委員会の決議は尊重しない、こゝろいふことになるわけですか。

○湯川政府委員 ただしかし、大公使の任命形式といふのは、やはり国際的ないろいろな関係がございまして、いろいろな国の制度を調査いたしまして、その結果、国王なり大統領なりが任命に關与しておるというのが大部分でございまして。しかし、一方、決議もございまして、何とかできないかといふことで、せつかく検討中でございます。

○受田委員 減らすことを今検討しておられるという御答弁でございまして。

○湯川政府委員 減らすに關連するのですが、特命全權大使、特命全權公使は認定官といふことが言われるのでしようが、ところが、認定官でない公使などがあつたといふことになるわけですか。

○湯川政府委員 現在のところは、特命全權大使、特命全權公使、全部そうでございます。ただ場合によつて、大使とか公使とかいふ名称を一時的に付与するといふことはございまして。しかし、これは、参事官とか、そういうものが、交渉のときに何か名前がそろつていた方が都合がいいといふたような場合に、大使あるいは公使といふ名称を臨時につけるといふことはございまして。しかし、それは、外国に行つて館長になつて、そこへ駐在してやるような大使、公使とは別でございまして。

○受田委員 臨時につける名称は、外務公務員法のどこに根拠が置いてあるわけですか。特命全權大使、特命全權公使、特派大使とか幾つかありますが、その中に、大使、公使を勝手につけられるような法的根拠があればお示しを願ひたい。外務公務員法の第二条の規定によるかよらぬかといふことで

す。

○湯川政府委員 外務公務員法の第六條にございまして。「外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従ひ特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。」

○小坂国務大臣 これは實際を申し上げないとおわかりにならぬと思ひますが、たとへば、こちらに来ておりますフィリピン人の賠償使節団長のラヌーサ公使、こゝろ人たちは、やはり、フィリピンの賠償団の全權を持つてゐるという形で、ミスター・ミニスターと言われるようなことが格がいいといふことでつづけるわけですね。こゝろがたとへば向こうと貿易協定をやるといふような場合に、その経済の専門家が行く、こゝろいふような場合には、やはり公使の称号をもつて、ミスター・ミニスターでもつてやり合ひ方が、向こうの局長も何となく自分の相手が非常に高いランクにある者であるといふような感じがして、これは理屈外の理屈みたいなものでございまして、交渉が有利にスムーズにいく場合もございまして、そんなような場合によく用いるわけですね。

○受田委員 「公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。」こゝろいふ、まことに一般國民を非常に理解に苦しめるような表現になつてゐるのですか……

○湯川政府委員 公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。こゝろいふ、まことに一般國民を非常に理解に苦しめるような表現になつてゐるのですか……

○湯川政府委員 たいだいのように、

その根拠は外務公務員法の第六条でございすが、その六条の三項に、「公の名称に關し必要な事項は、外務省令で定める」とありまして、外務省令の第三條に、「職員が外務公務員法第六條第二項の規定に基いて用いる公の名称の区分は、左のとおりとする。一、主として外国政府と交渉し、又は国際會議若しくは國際機關に参加する場合、その他特別の必要がある場合において、当該交渉又は参加の期間若しくは特別の必要の期間を限り用いる公の名称 大使及び公使、こうなっております。これに基づいております。

○受田委員 よくわかりました。第三項の省令にそれをあげておられるという事です。それは第二條の規定とは全然別の意味の大公使である、儀禮的大公使ということですね。

そうしますと、大體認證官の性格がはつきりしたわけですが、今度増員される國家を含めて、この法律案が通過した場合に、認證官たる大使、公使が何人になるか、一つ説明していただきたい。

○湯川政府委員 今度大使が三人ふえます。それは、國連に一人、それから、シリアがアラブ連合から別れましたので、シリア、それからクエート、その三つ。それから、公使から大使に昇格する、これはどちらも特別職でございすが、公使から大使になるのは四名でございすが、合計七名であります。

○受田委員 総計は幾らですか。

○湯川政府委員 大使が七十二名、それから公使が六名でございすが、

○受田委員 そうしますと、合計七十八名という認證官で、従来よりも大幅に増員されることになるわけですが、これを國會の御趣旨に沿うて善処したいということになると、大へんな作業だと思ひますが、その作業の結果はいつごろき目が現れるか。御研究の過程でけっこうでございすが、適宜當委員會に報告を願ひたいと思ひます。

次に、法案の中身に入つてお尋ねをしたいのですが、今度の法案の中で、私、特に在勤俸の問題を取り上げてみたいと思ひますけれども、大幅に在勤俸を引き上げられることになる。大幅に引き上げられることになると、十年ぶりに引き上げられることになるのです。在勤俸の計算の基礎、各國の物価とか經濟事情その他の生計費等を総合的に判定された基礎資料というものを、何を根拠にしてこの計算が出たかを資料として、部外に秘密にしなければいけない場合は個人的にでもつけようですが、基礎的な数字をお示しいただけるならば、次の委員會までにこの算定根拠を、大まかなところでけっこうですが、お出しただけでかどうか、まずお答えを願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 これは、先般西村さんに申し上げたように、われわれの希望するところと比べて大幅に低いのでございまして、その点は大いに残念な点もあるわけですが、とにかく十年間動かなかったものが、ようやく在勤俸の昇給を認められた、こういうことでございすが、資料ということになりますと、われわれの希望しているものとは違ひるので、その算定の根拠

といひますが、結局このくらいでございせんといふことでございすが、できたものをほかの國のものと比較する、こういう資料なら出せまうと思ひますが、それでないといふと、いかにがかと思ひわけでありまう。

○受田委員 大まかなことでやられたわけですね。理論的な計數を……

○小坂國務大臣 理論的にはもっと高くていいといふことでありますが、この辺で、いろいろな事情もあるからがまんせいで、こういうことになつております。

○受田委員 私、この在勤俸の問題は、この前の委員會でも、もう十年も据え置いているような國はないのだから、特別な措置をすべきであるという要求をしてあるわけですが、だから、この下に厚く上に薄く計數をとられてい

るといふことに、私は賛成です。そうしてまた、上の方で大使、公使、参事官というやうなところにおいて、参事官あたりを優遇する措置をとられてい

ることに、私は共鳴します。これは具体的に今から掘り下げた質問をしよ

うと思つて用意しておりますが、委員長から時間が迫つてゐるからといふこと

で、私、また次の機会に譲ります。私が、そういうところの基本的なものに私は賛意を表してゐるのです。問題は、各國の物価、生計費、經濟事情等を勘案してといふ、この提案の内容につ

いて、いかげんに勘案したのか、ある程度の計數的な理論的なものも含

まされて、それに全部大まかにやられたといふところを全部大まかにやられたといふことであるならば、これは大臣裁量みたいなことで、こんなこまかい数字はあまり骨が折れなくて作れた

わけですね。ところが、ある程度の基礎的な資料があるといふことならば、またわれわれとしても理論的に納得するわけですね。大臣の言われるやうな、理論的なものは一つもなく、大ざっぱにやつたのか、もう一ぺん答弁を願ひたい。

○湯川政府委員 これは相當いろいろなことを研究して作りました。在外公館の報告、それから、諸外國の外交官の給与、國連職員、各任地の勤務條件の難易、そういうものをいろいろ勘案して作りました。

○受田委員 それじゃ、ここに大蔵省の給与課長が来ておられますので、ちよつとあなたにお尋ねいたします。従来、外務省は、こういう在勤俸などもさうすけれども、とかく予算ぶんどりについては、はなはだ成績のあ

がらない役所とわれわれは一応認識しておるわけですが、それは、外務公務員といふものが、固まつて団体交渉するとか、実力行使に出るといふ形のものでもないのです。一般の官庁の公務員とまた変わった外交官という立場の皆さんには、またさういふことについて外交儀禮などもあるもので、あまりはでなこともさういふやうなことで、いわゆる外交官といふ外務職員

の皆さんは、やや待遇の上においてさういふ陥没地帯を埋めるのには戦いの仕方がまずかつたといふことで、大蔵省もその虚に乗じて、比較的在勤俸など

各商社の職員と比較しても著しく低位に置かれてゐる。これは、商社のサラリーなど、どこが大體幾らぐらいい

らつてゐるか、私聞いておりますが、これを発表すると、外務省の在勤俸などといふ相違があるので、問題を起すので差し控えますけれども、二百五十ドル程度で外交官が海外で勤務するのは容易でないといふ実態も、われわれよく承知しておつたのです。このたびやつと下に厚く上に薄いという形式がとられたといふことを一応肯定するのです。肯定するのですが、大蔵省としては、この数字を文句なしにの

れたのか、あるいはこの数字にも文句があつたのか、あるいはこれでは少な過ぎるといふ文句があつたのか、給与課長として御答弁願ひます。

○平井説明員 在勤俸につきましては約十年間放置されておつた経緯、ただいま御質問もございしましたが、その間の経緯は、私もすつとおつたわけではございせんが、つまびらかにいたしません。正式の要求として在勤俸の改定問題が論議されたのは、昨年の夏の要求からでございまして、それまでに、外務省自体としても、大蔵省と正式に話し合ひをするといふことまで至つた経緯はございせん。従いまし

て、御指摘のように、現在までの段階では、確かに、諸外國の外交官と比較して、あるいは在外商社の職員と比べても低くあつたといふことは、御承知の通りでございまして、さういふ観点から、私も、外務省に御協力

を申し上げまして、在勤俸の一般改定をいたすことにいたしましたわけ

と、最低生活費というよりなものは、ある程度各国におきましても調査可能でございませうけれども、外交官としての特殊の経費を含みました、いわばある程度レベルの高い生活費の内容はどの程度でよいのかというところは、なかなか判定困難でございまして、そういう意味におきましては、決定的に先生の言われたような理論的な根拠というものを的確に示すということは、むずかしいということも事実でございませう。ただ、その検討過程においては、外務省からも得る限りの資料の御提出をいただきましたし、私どもとしても得る限り研究もいたして見たわけでございませう。その結果として、乏しい外貨を使う問題でもあり、現在の段階では一応この程度をもって妥当であろうというふうに、両者の間で意見の一致を見たものというふうに了解いたしております。

○受田委員 この新しくできた小さな国々、アフリカ、東南アジア等の小さな国々における具体的な例をあげれば、大へんたくさんなのを列記されますので控えますが、そういう国々で、物価の事情とかあるいは経済事情とかいろいろ、生活程度というよりな、はつきりしないことがあるわけですね。計算の基礎をどこへ置いたらいいか、類似の国と比較してやるか、だけれど経済団体の現地駐在員から聞くと、いろいろな困難があると思うのです。そうしたアフリカから東南アジアにかけてのあの小さな国々——小さなと申し上げると問題があるかもしれません。国が小さいのですね。弱小という意味じゃない。新しく興った小さい国々のそういう実態を、どういふ基準

でおつかみになったか。ここに一々数字が出ておりますから、これはえらいものだと思うのですが、たとえば、セネガルとか、あるいは象牙海岸とか、マダガスカルとか、こういう国々にいたしまして、なかなか実態はむずかかった。ナイジェリアなどという、ある水準を持たれた国もありますけれども、そういうところは、これを調べてみまして、よほど調査がむずかかったのを、一体どういふところで出したになったか、御答弁を願います。

○湯川政府委員 今、中近東、アフリカ等も、だいたい在外公館もできましたので、そういうところにできるだけ調べておきます。それから、そういうところでも大体同じような条件と考えられるようなところは、それによる。それから、国連職員がいろいろ派遣される場合に、どういふ地域差でそういうところにやっているかというようなことも参考にし、それから、そういう点で、割合にアメリカの外交官あたりの地域差というのをもたびたび変更されて、相当研究されておりますので、そういうものも参考にしました。

○受田委員 これは、お互い資料をいただいておりますので、この数字に基づいてもうちょっとだけお尋ねをしておきたいのですが、日本、それから日本とよく似た、もともと経済的に困難を感じておいたイタリア、ドイツ、こういうようなところを比較してみても、今度の改正案及び改正案に伴う従来の給与の額を比較してみても、日本が改正されたとしてもよくはないのです。それは数字の上でもよくわかるのです。ただ、ここで一つ御注意申し上げておきたいことは、外交

官の中には、給与課長が言われたような、お役人、スタイルマンとしての外交官らしい面子の問題を考えて御勤務される方もあるが、その部分を貯蓄の方に回して、大いに海外におる間にかせうという、こういう心得違いの外交官がおられるということになると、また問題が起るのです。われわれは、日本の国の権威を保つために、外交官は、在勤俸がふえることによつて、十分そういう日本の外交官らしい、質素であるけれども、同時に、風格を持った勤務態度をとってもらう。貯蓄を第一義に心得て、外交官の勤務を第二義に心得るような不心得者は、十分、大臣においてあるいは本省の幹部の中において御注意をされて、海外派遣外交陣の刷新というものを、この給与改善と同時に十分お心得になつておかれなければならぬと思うのです。このことは、大臣、おわかりいただけますか。

○小坂国務大臣 全く同感でございまして、さういふ考えでもって、信賞必罰を厳にする考えでございませう。

○受田委員 大臣は、外交官のグループの中にも、一つのそうした貯蓄型とまじめ型と、いろいろあることをお心得になつておられると思うし、それぞれの信賞必罰を厳にされるということ、これは外務省の場合は特に私は必要だと思つておる。それから、もう一つ、おしまいに、小坂大臣がちょうどヨーロッパの方を旅行された時分に起こった事件ですが、これはやはり在外公館のやり方にも批判が出ておるんじゃないかと思うのですが、あなたの党の上林山榮吉君が、昨年夏カイロへ行かれたわけ

です。そうして、エジプトへ入られて、さらにカイロへ出て出国しようとしたところから、外務省からもらつてある黄熱病の予防接種した証がないといふので、八日間カイロの飛行場の収容所に不安に襲われながら暮らしたといふ事件が起つて、非常に上林山さん苦勞されておる事実を私も確かめております。そして外務省から電報が現地に打つて、黄熱病の予防注射はしてあるという証明が行つたにかかわらず、認めてくれなかつたということ、これは、現地外交当局のまずさか、あるいは当時のアラブ連合政府のまずさか、どういふところにあるのですか。公用旅券で出てくる者が、外務省から形式的にも証明が出されておるのに、それを見せつけてもこれが承認されないというやうな形のもの、どこに欠陥があるのかを最後に伺つておきたいと思つておる。

○小坂国務大臣 今お話しの上林山議員がカイロの検疫所に抑留されましたのは、黄熱病の予防注射の証明書を持しなかつたことが原因でございませうが、上林山議員が昭和三十四年七月に予防注射を受けている事実を私からの電報によつて証明し、これによつて、現地大使館当局は、同議員が早急に検疫所から出所できるよう先方に対しあらゆる努力を行ないましたが、結局約四日間同議員が検疫所にとめられることになりましたのは、まことに遺憾千万に思つております。外務省といたしましては、渡航先の予防注射の必要の有無については、でき得る限り旅行者に周知せしめるよう努力しております。黄熱病の予防注射についても、昨年五日、エチオピア

の大使館からの報告に基づきまして、この方面の旅行者に黄熱病の予防注射が必要である旨を各旅行エージェンツを通じて周知せしめていたのをごいさいます。上林山議員の場合は、同議員が外務省構内の診療所で予防注射を受けた際、若干の行き違いが生じた模様でございませう。黄熱病の予防注射は、外務省にある診療所では取り扱わないで、羽田の検疫所で行なはなければならないことになっております。上林山議員が外務省の方で注射を受けた後、注射は全部終わったかと聞かれた際に、診療所側が全部終わったと答えたために、同議員は黄熱病の注射も終わったものと了解されました模様でございませう。もちろん、診療所側に悪意があつたわけではございませうが、黄熱病の予防注射は羽田でなければいけない旨を特に上林山議員に注意するだけの心づかいがなかつた点は、はなはだ恐縮に思つておる次第でございませう。

外務省としては、今後このような手違いが起らないように、旅券課においても、診療所においても、予防注射その他渡航上の注意事項については、渡航者に迷惑がからないように、その周知徹底につき、できる限りの努力をしたいと考えております。○受田委員 大体当時の状況がよくわかりました。確かに上林山君自身は大へんな苦痛をしておられるのです。公用旅券で出かけて、外務省の証明もあるのに、こういう事態になつたというので、ずいぶん嘆いていたわけですね。また、私たちとしましては、外交的な努力の欠陥に基づいて、日本国民が海外に旅行するときに、非常な不安な旅を

するということになっても問題がある
と思いますので、今後こういう事態が
再び発生しないような御努力をしてほ
しい。

それから、一番おしまいには、——こ
れがおしまいです。大臣がおられる機
会に、一つあなたの御意見、決意を表
明していただきたいのですが、あなた
は海外を何回も御旅行されて、外務大
臣としては、世界を旅された回数にお
いては、在任期間に比例して従来の大
臣のトップになつておられると思ひ
ます。それで十分御研究されたと思ひ
ます。それどころか、経済的な海外の日本
の在任者、そういう経済的な貢献をする
人々と、外務省の出先との連絡が十分
でないということがあるのです。これ
は、商社は商社で勝手なことをしよ
る、外務省の役人は、外交駐在の在外
公館の職員は、自分の事務的な仕事か
ら来る仕事しかやらないという意味
で、もつとも経済発展に協力する
という意味から、商社の出先なども
もつとがっちり結んで、日本の商品
のはけ口なども、外交的な努力をうん
とされるということで、諸外国の商務
官などがやっていると、在外商社
の職員と一体となるあの馬力でもつ
て、事務的な外交事務しかやらない
日本の現状から一歩でも二歩でもはみ
出られるならば、私は、日本の経済発
展というものが国際的にもっと大きな
貢献ができると思ひます。その意味
で、単なる事務屋外交というよりな形
のものでなくて、そうした経済人ある
は文化人その他の民間外交官——外務
省からまっすぐ伸びた外交官だけでな
くて、民間の有力な実力者を適当に配
置するという努力もさるべきではない

か。しかるに、あなたは、昨年の異動
で、那須インド大使や、ブラジルの安
東大使、カンボジアの大橋大使のよう
な、老齢ではありましても練達の士と
言われた人々をそれぞれ罷免せられま
して、若い人を人事刷新の意味でなさ
れたように何つておられるのです。これは
勇退されたということになつておりま
すけれども、それにかわるのならば、
民間人あるいは経済界の有力な人々の
外交上の努力に待つということ、事
務屋外交官が出るよりも、新しい開発
国などにはむしろ効果をたらすよ
うな人事をされる必要がなかったか。
今後もうこういうことを念頭に置かれ
て、せっかく、あなたは純粋な外交官
育ちの大臣じゃないのですから、一つ
そういうところに英断をふるわれて、
大使や公使を十分有能な人を民間から
見出すという努力をしてほしい。その
大事な腕前を発揮されるのにはいい条件
にあられる小坂さんであると私は思ひ
ますが、大臣、今私が申し上げた順
序を追つて、ごく簡単に御答弁を願
いたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お話は私も賛成でござ
います。そこで、大公使が参ります
際の訓達にも、経済関係の商社等にも逐
次これを招いて、常に定期的に会合し
て、その知識も受け、自分らの持つて
おる情報も提供して、十分一体となつ
て経済活動を活発にするようにという
ことを、特に留意しておるわけでござ
います。ただ、特定の商社とあまり
深くなるということとは、これは職務の
性質上好ましくありませんから、そう
いうことがないよう一方において押
えておるわけでございます。

それから、人事異動でございます
が、若い人にできるだけ、しかも、い
い人がありましたらそれを伸ばすとい
うことで、やはり新陳代謝も時おりは
考えなければならぬと思ひますが、那
須さんは、引き続き経済協力関係の
立場で御助力をいただいております。
それから、一般の民間人の登用とい
うことも十分考えられる次第でござい
ますが、先ほど例におあげになりました
安東さんにしても、大橋さんにして
も、これは外務省出身者でございま
す。そうでない純粋の民間人をと思
ひますが、実は、なかなかいい人がな
いのでございまして、いい人と思ひ
会社の方でなかなか放されな。会社
が放してもいいと思ひようなのはど
うもこつちがいただけないというよう
のが多くて、なかなかむずかしいで
ございしますが、お気持は十分にくみ
してやつて参りたいと思ひます。

○受田委員 一応終わります。
○草野委員長代理 本日はこの程度に
とどめ、次回は、来たる十三日午前十時
理事会、十時半委員会を開会すること
とし、これにて散会いたします。
午後一時四十八分散会

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局